

# 關係資料



# 家庭教育支援の推進について

文部科学省 生涯学習政策局  
男女共同参画学習課 家庭教育支援室



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1

## <目次>

1. 家庭を取り巻く環境
2. 家庭教育をめぐる主な動き
3. 家庭教育支援の取組
4. 地方公共団体における家庭教育支援の取組
5. 家庭教育支援チームの取組
6. 訪問型家庭教育支援の取組
7. 関係機関の取組
8. 中央教育審議会答申 参考資料



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

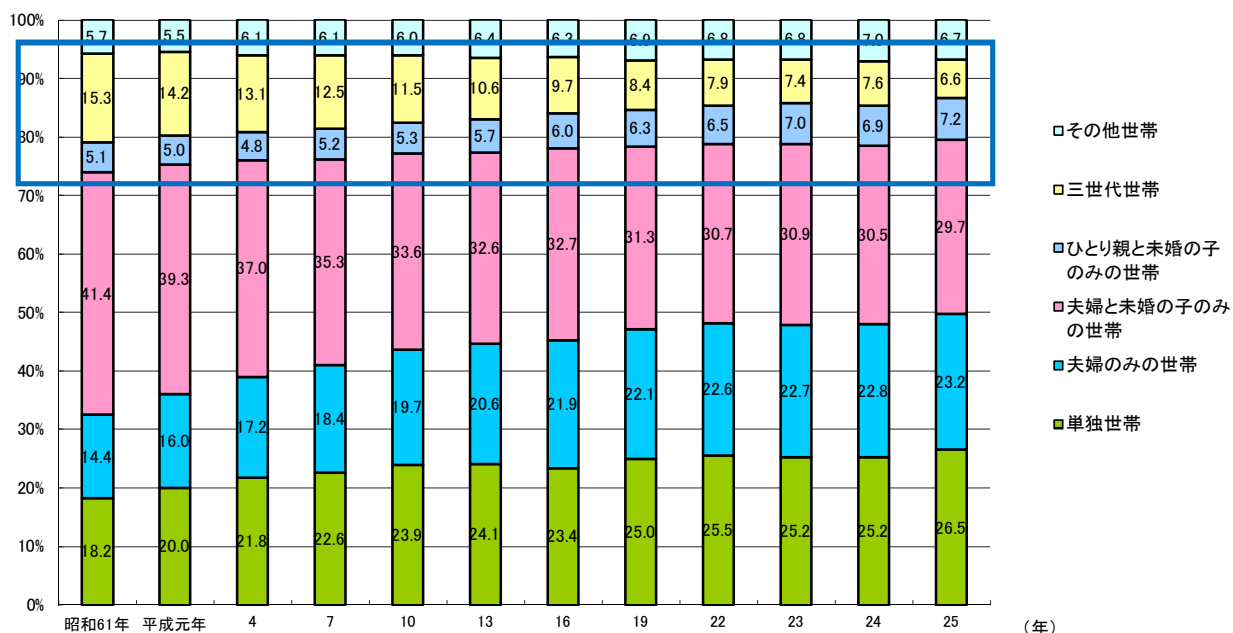
2

# 1. 家庭を取り巻く環境



## 世帯構造別に見た世帯数の年次推移

三世代世帯の割合が減少傾向にあり、ひとり親世帯の割合が増加傾向。



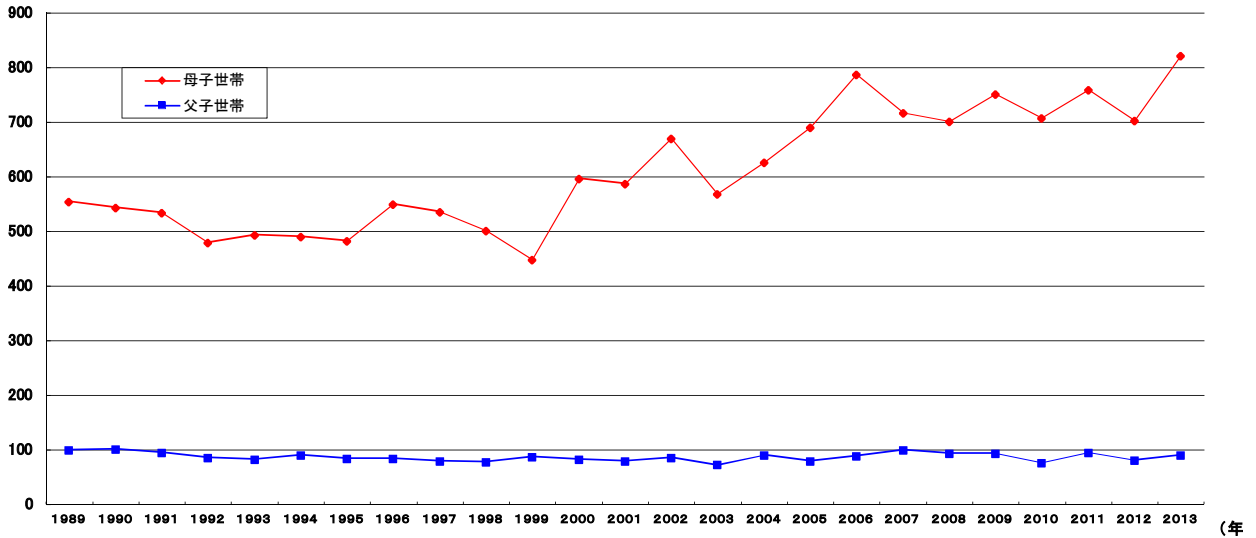
注: 1)平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 2)平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。  
 3)平成24年の数値は、福島県を除いたものである。  
 4)「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

# 母子世帯・父子世帯数の推移

母子世帯の数は増加傾向。

## 母子・父子世帯の推移

(千世帯)



注1: 母子(父子)世帯とは、死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む)で、すでに配偶者のいない65歳未満の女(男)(配偶者が長期間生死不明の場合も含む。)と20歳未満のその子(養子を含む)のみで構成している世帯をいう。  
注2: 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

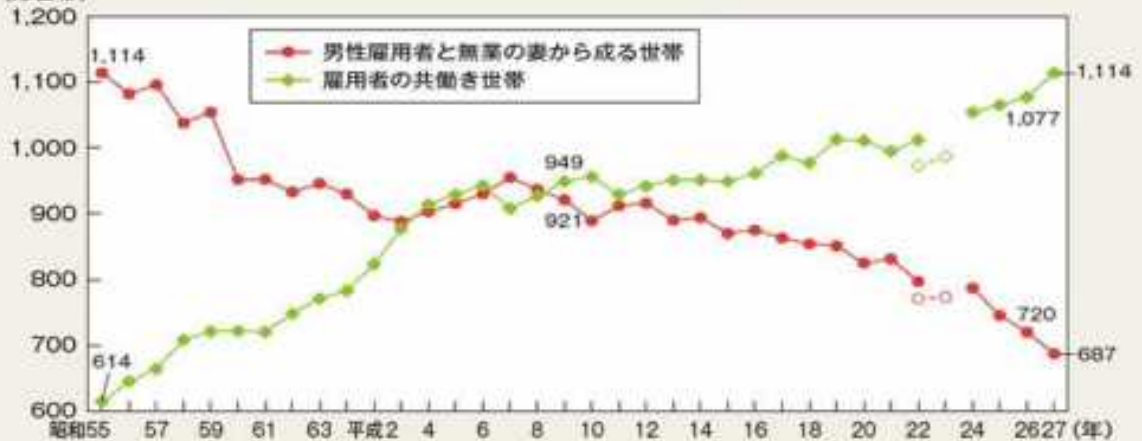
5

厚生労働省:平成25年 国民生活基礎調査より

# 共働き世帯の推移

共働き世帯が増加している。

(万世帯)

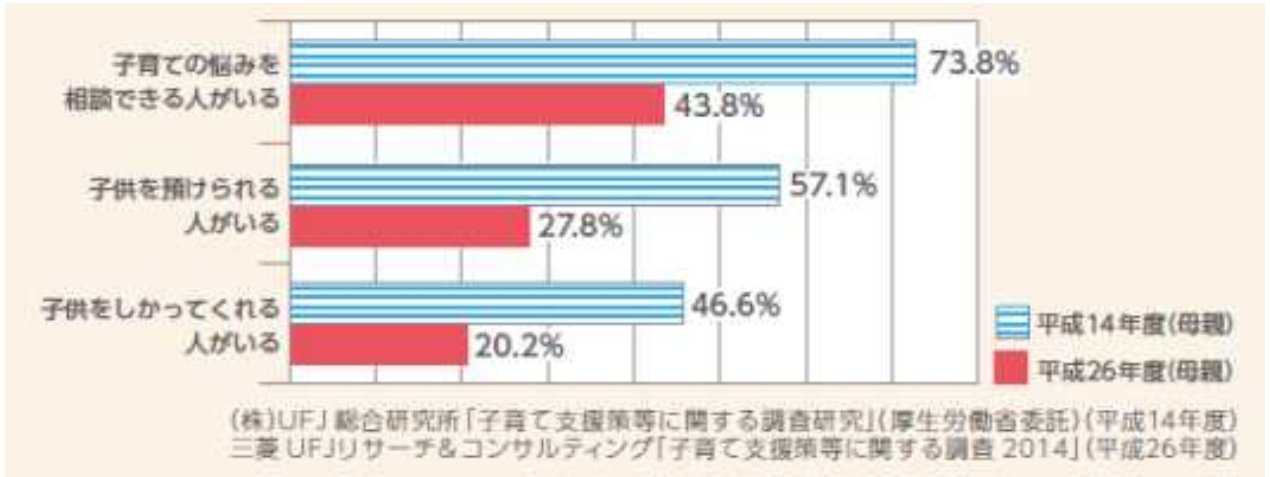


- (備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。  
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。  
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む。)の世帯。  
4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

6

# 地域社会のつながりの希薄化

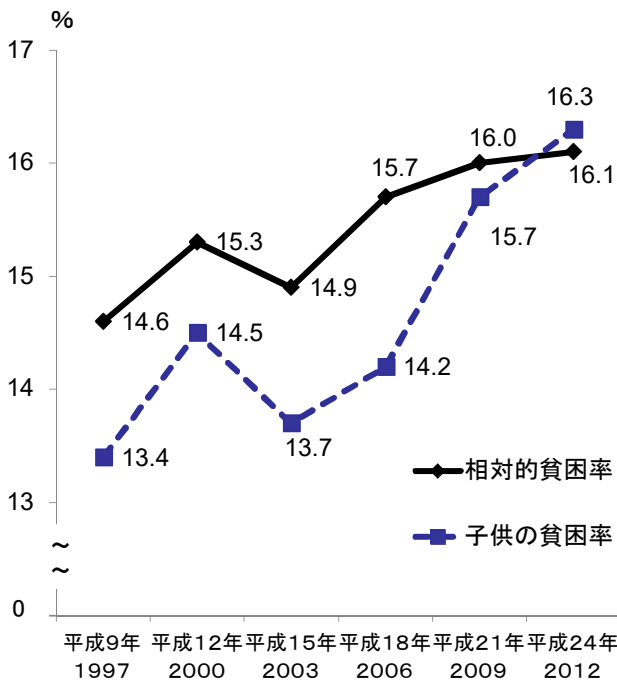
地域の中での子供を通じた付き合いが減少している。



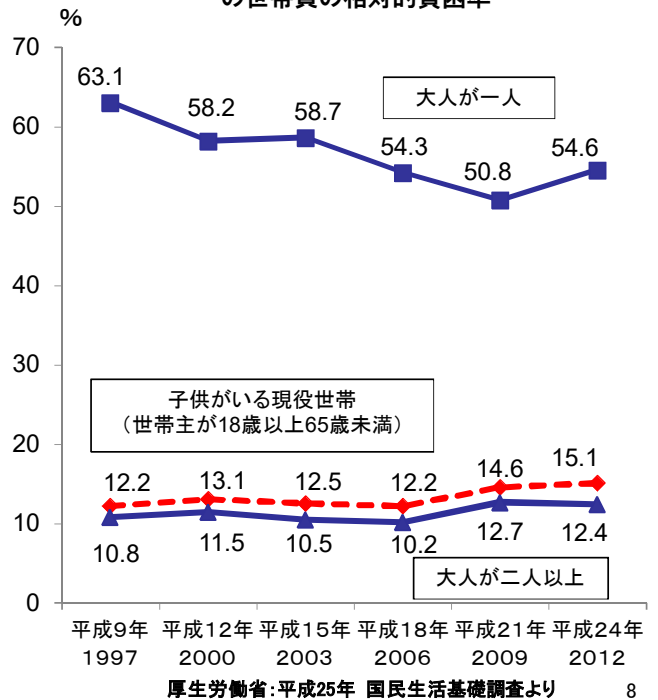
# 相対的貧困率の年次推移

最新の相対的貧困率は、全体で16.1%、子供で16.3%  
一方、大人が一人の「子供がいる現役世帯」で54.6%

相対的貧困率の年次推移

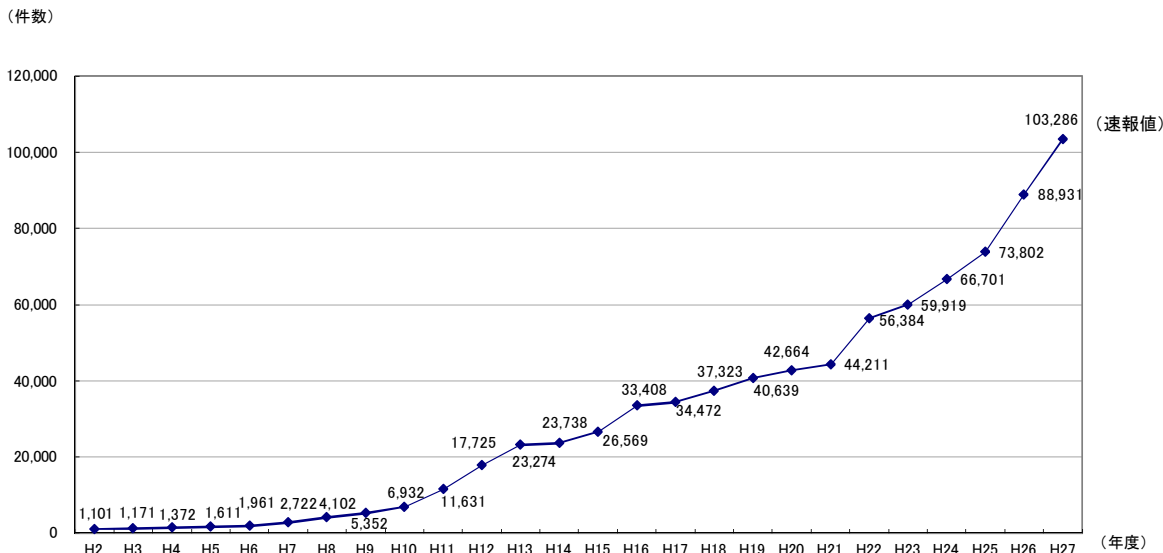


子供がいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満)の世帯員の相対的貧困率



# 児童相談所における児童虐待相談対応件数の年次推移

児童虐待相談の対応件数は急増しており、平成27年度は103,286件で過去最高。



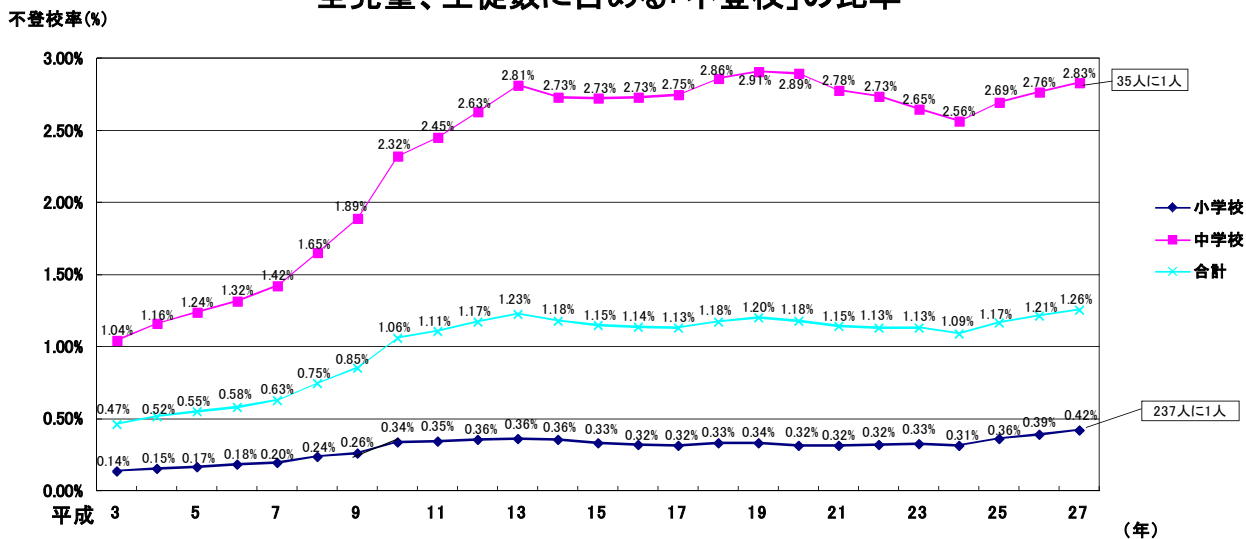
※平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

※平成27年度中に全国の児童相談所が対応した「児童虐待の対応件数」は103,260件（速報値）（厚生労働省資料をもとに作成）

# 全児童，生徒数に占める「不登校」の比率

小学生の約237人に1人、中学生の約35人に1人が不登校。

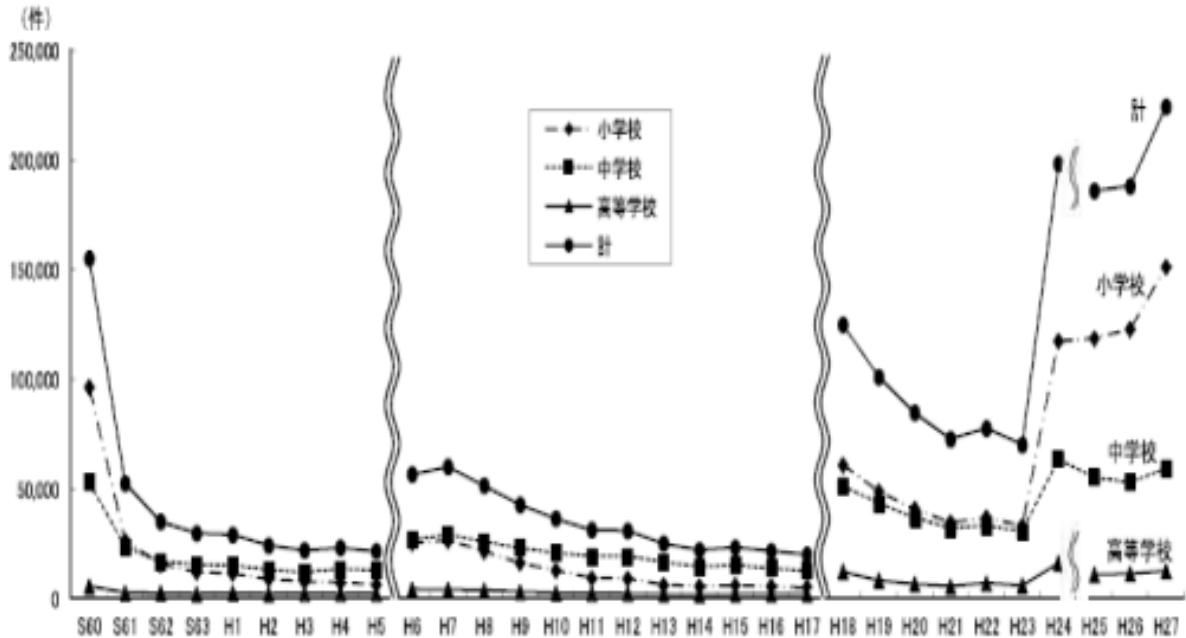
## 全児童、生徒数に占める「不登校」の比率





## いじめの認知（発生）件数の推移

小・中・高等学校及び特別支援学校における、いじめの認知件数は224,540件であり、児童生徒1千人当たりの認知件数は16.4件。



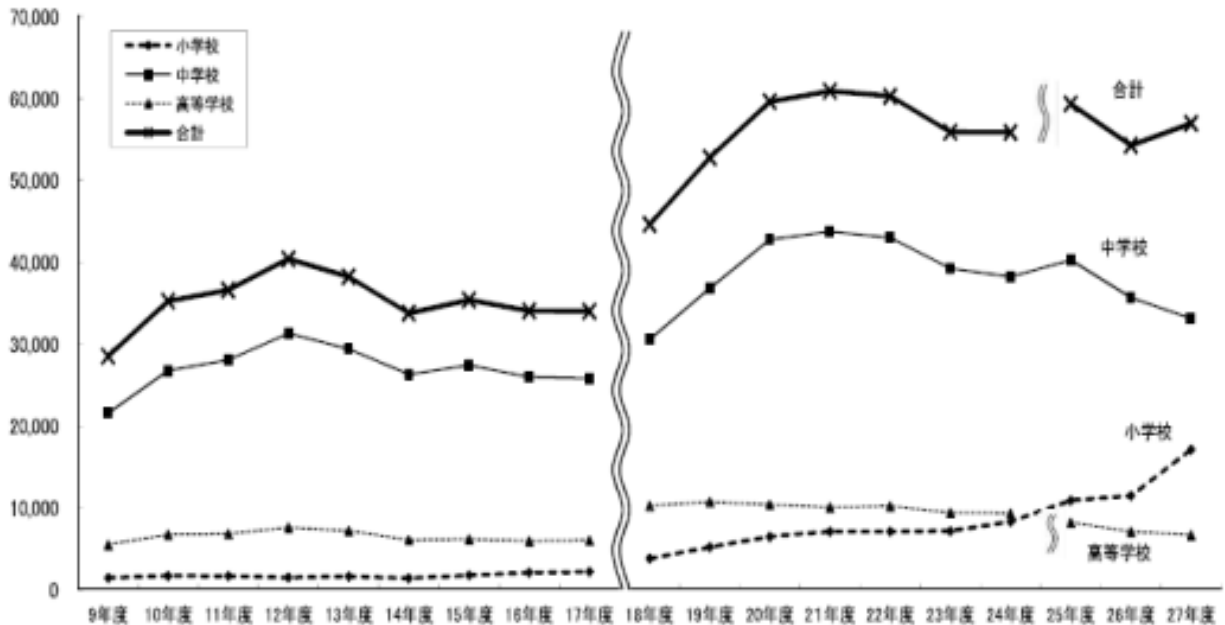
(注1) 平成5年度までは公立小・中・高等学校を調査。平成6年度からは特殊教育諸学校、平成18年度からは国私立学校、中等教育学校を含める。  
 (注2) 平成6年度及び平成18年度に調査方法を改めている。(注3) 平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。  
 (注4) 平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

文部科学省：平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

11

## 学校内外における暴力行為発生件数の推移

小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は56,963件(前年度54,242件)であり、児童生徒1千人当たりの発生件数は4.2件(4.0件)。



(注1) 平成9年度からは公立小・中・高等学校を対象として、学校外の暴力行為についても調査。  
 (注2) 平成18年度からは国私立学校も調査。また、中学校には中等教育学校前期課程を含める。  
 (注3) 平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

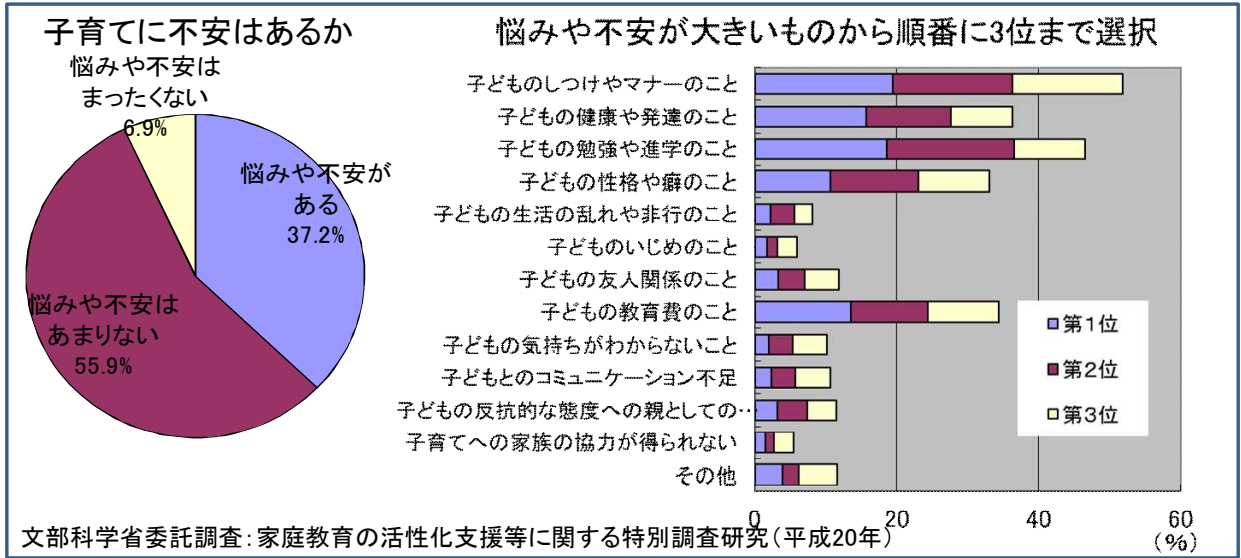
文部科学省：平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

12



# 子育ての悩みや不安

約4割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている



妊娠中又は3歳未満の子供の母親の約5割が孤立感を抱えている。

母親の意識(財団法人こども未来財団調査2004年)

○社会からの孤立感・・・48.8%      ○相談する相手がいない・・・21.0%

13

## 2. 家庭教育をめぐる主な動き



- ◎ 教育基本法や社会教育法等の改正により、「家庭教育」や「家庭教育支援」に関する内容を充実
- ◎ 教育振興基本計画において、「家庭教育支援」を重点施策として位置づけ

## (1) 教育基本法の改正(平成18年12月)

…「家庭教育」に関する独立規定の新設

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

## (2) 教育振興基本計画(平成20年7月閣議決定)

…特に重点的に取り組むべき事項として、「家庭教育支援」を位置づけ

子育てに関する学習機会や情報の提供、相談などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行えるよう促す。こうした取組の成果をすべての市町村に周知し、共有すること等を通じ、広く全国の市町村で、専門家等が連携しチームを構成して支援するなど、身近な地域におけるきめ細かな家庭教育支援の取組が実施されるよう促す。

15

## (3) 家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書

家庭教育支援の推進に関する検討委員会(生涯学習政策局長の私的懇談会)報告書「つながりが創る豊かな家庭教育」(平成24年3月)

<報告書URL: [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/katei/1306958.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1306958.htm)>

### ○ 報告書(平成24年3月)の概要

#### <現状と課題>

- 子育ての自信や対処能力の不足、発達段階に応じた子どものかかわり方がわからない  
→ **子の誕生から自立までの切れ目のない支援**が必要
- 家庭が孤立化が進み、困難な課題を抱え込み、児童虐待など問題が深刻化  
→ 課題を抱える家庭に対して、**届ける支援(アウトリーチ)と福祉等との連携**が必要
- 引きこもりなど、子どもの社会性や自立心が育ちにくい  
→ **多様な世代が関わり合う社会**で、子どもの育ちを支えることが必要

現代社会は親子の育ちを支える人間関係の弱まりや子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題など、家庭教育が困難になっている社会との認識が必要 → **地域の取組の活性化が必要**

#### <基本的な方向性と具体的な方策>

##### 方向性① 親の育ちを応援する

- ・親の育ちを応援する学習プログラムの充実
- ・多様な場を活用した学習機会の提供
- ・将来親になる中高生の子育て理解学習の推進
- ・子どもから大人までの生活習慣づくり

##### 方向性② 家庭のネットワークを広げる

- ・家庭を開き、地域とのつながりをつくる
- ・学校や家庭、地域の連携した活動の促進

##### 方向性③ 支援のネットワークを広げる

- ・地域人材による家庭教育支援チーム型支援の普及
- ・課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組づくり
- ・人材養成と社会全体の子育て理解の促進
- ・保健福祉等の関連分野と家庭教育支援の連携

16

## (4)第2期教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)

### 第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

#### 4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

##### 基本施策22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

###### 【基本的な考え方】

- 保護者は子の教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものである。しかし、現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている。このような状況を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつも、基本施策20に掲げた取組とあいまって、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化する。
- また、多様化する家庭が抱える様々な課題に対応した家庭教育支援の充実が図られるよう、課題を抱える家庭への学校及び福祉等と連携した支援の仕組みづくりを推進する。

###### 【主な取組】

###### 22-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

- ・ 家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、子育て経験者などの地域人材を生かし、小学校等の地域の身近な場において、親が交流・相談できる拠点機能を整備するなど、家庭教育支援体制の強化に向けた取組を促進する。  
また、親の学びの充実に向けて、子どもの発達段階に応じた体験型学習プログラムの開発・普及を促進する。さらに、公民館、図書館等の社会教育施設における学習機会の提供のみならず、PTA等とも連携し、親とつながりやすい学校という場や、子育て広場、職場等の多様な場を活用した学習機会の拡大に向けて取組手法の普及等を行う。  
加えて、乳幼児との触れ合いを含む将来親になる中高生の子育て理解学習を推進する。

- ・ 家庭教育支援に係る地域人材の養成を進めるとともに、その人材を中心として、保健師等の専門的人材が連携するなど、きめ細かな活動を行う「家庭教育支援チーム」型の支援を、地域の特性に応じて促進する。  
また、教育・福祉関係機関・団体等とのネットワークを構築しつつ、課題を抱える家庭への訪問や相談対応などを生徒指導等と連携して行う仕組みづくりを支援する。

###### 22-2 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進

- ・ 働く親が子どもや地域との関わりを持つ時間を十分持つことができるよう、企業に対して子どもの生活習慣づくりの重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組等の情報提供を行うとともに、地方公共団体に対して企業との協力を促すことにより、子どもの生活習慣づくりを推進する。また、生活の自己管理が可能になってくる中高生以上の世代向けの普及啓発を実施する。

###### 【成果目標8(互助・共助による活力あるコミュニティの形成)】

個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力あるコミュニティを形成する。

特に、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個々人の地域社会への自律的な参画を拡大する。

###### (成果指標)

###### ⑥家庭教育支援の充実

- ・ 全ての小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施(家庭教育支援チーム数の増加)
- ・ 家庭でのコミュニケーションの状況や子どもの基本的な生活習慣の改善

# (5)「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」における審議の整理(平成26年3月)

## ○家庭教育に関する課題

### 身近な学びや相談の機会が乏しい

- ・保護者が、他者との交流の中で、家庭教育に関する生きた知識・ノウハウ、考え方を身につける機会が乏しい
- ・インターネット等の発展により、情報過多になり、必要な情報の取捨選択が困難

### 家庭と地域のつながりの希薄化

- ・社会に対して閉じた家庭教育は、保護者の過度な負担や、子供への過保護・過干渉につながりやすい
- ・経済的困難、虐待、不登校など家庭だけで解決できない課題を抱え込み、主体的な家庭教育が困難となるケースもある

## ○家庭教育支援チームの業務・特性

・家庭教育支援チームは、保護者への寄り添い支援、家庭と地域・学校などとのつながり支援を行うために、主として以下のような業務が期待される

### ①保護者への学びの場の提供

- ・保護者に対する主体的な「学び」と「育ち」に関する学習機会の提供や情報提供、相談対応

### ②地域の居場所づくり

- ・地域資源を活用した、親子参加型の体験型プログラムの実施・情報提供や、日常的な交流の場の提供

### ③訪問型家庭教育支援

- ・地域社会から孤立した家庭に対して、家庭訪問等により、個別に情報提供や相談を行い、学びの場や地域社会への参加を促す

チームには、子育て経験者など保護者と同じ目線で寄り添う「**当事者性**」、地域の課題を共有し、地域の身近な存在としての「**地域性**」が重要であり、業務によっては、一定の「**専門性**」も求められる

## ○チームの組織・運営・人材養成等

・チームは、その特性に応じた、組織・運営・人材養成が必要

### 組織・運営

- ・信頼性を高める観点から、活動拠点の確保のほか、チーム員の身分・活動内容の明確化や定期的な集まり等についての決まりも重要
- ・特に訪問型支援を行う場合には、トラブル防止の観点から、守秘義務など情報の取扱い、問題への対処の仕方等について最低限の方針やルール作りが必要

### 人材養成

- ・都道府県等による専門的な研修の他にも以下のような研修が求められる
- ①地域単位での実践的な「**地域密着型**」の研修
- ②チーム員全体が、顔を合わせて行う「**グループ型**」の研修
- ③被支援者が支援者側に回る「**循環型**」の研修

行政と連携したルール作りや取組の実施

家庭教育学級等を活用した新たな人材養成システムの検討

### 今後の検討課題

- ①保護者の学習プログラムの普及等、②多様な主体が参画するための取組、③訪問型家庭教育支援の手法、④新たな人材養成システム、⑤生活習慣づくりの支援、⑥支援の効果の検証及び普及啓発方案

全ての家庭において等しく主体的な家庭教育ができる環境整備を図る

19

## (6)関係する近年の答申等(抜粋)

### 【子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)】

#### 1 教育の支援

(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)

一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。

(2)貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

就学前の子供を持つ保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

### 【教育再生実行会議第6次提言「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について(平成27年3月4日)】

2. 多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ

(貧困家庭への支援)

○国、地方公共団体は、貧困家庭の子供の適切な生活環境を確保するため、教育、福祉、労働行政が密接に連携しながら、地域人材等の協力も得て、保護者への学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくりなどの家庭教育への支援や、家庭の状況に応じた生活資金等の支援、子供の食生活や健康状態に対する援助、保護者に対する就労支援などの取組を一層推進する。

3. 教育がエンジンとなって「地方創生」を

(地域、家庭の教育力や、スポーツ・文化をいかした地域活性化)

○国、地方公共団体は、三世帯同居・近居への支援を行うなど、若年層の定住や家庭教育支援の充実を進めながら、多様な年齢層の中で地域の教育力を高める取組を推進する。



## 【少子化社会対策大綱～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～ (平成27年3月20日閣議決定)】

### ③子育て(関連:重点課題(1)(2)(3))

#### <子供の健やかな育ち>

地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備学校支援地域本部や土曜日の教育活動、放課後子供教室等の実施により、地域ぐるみで学校を支援し子供たちを健やかにはぐくむ活動を推進するとともに、豊かなつながりの中で家庭教育支援が行われるよう、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

## 【川崎市における事件の検証を踏まえた当面の対応方策(平成27年3月31日)】

### (3)家庭による子供の見守りの重要性和、課題を抱える家庭に対する、教育と福祉等が連携した支援の充実(学校・教育委員会からの取組)

○文部科学省では、子供の貧困対策大綱等を踏まえ、教育と福祉等をつなぐスクールソーシャルワーカーの配置充実を進めている。スクールソーシャルワーカーが子供やその家庭が抱える問題について、学校と関係機関を積極的につなぐ支援体制を構築することにより、課題の早期対応に取り組んでいく。

また、家庭教育支援チーム等の組織化を促進し、身近な地域における子育てや家庭教育に関する相談対応、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会の提供、訪問型家庭教育支援等の取組を充実していく。

○各地方公共団体等においても、スクールソーシャルワーカーや家庭教育支援チーム等について、その配置等の促進と十分な活用を進めていただきたい。

21

## 【教育再生実行会議第9次提言「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」(平成28年5月20日)】

### 1. 多様な個性が活かされる教育の実現

#### (6)家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障

##### 【家庭に寄り添う支援の強化】

○幼少期からの家庭環境は、子供の人格形成やその後の能力の発達に影響を及ぼすことから、国、地方公共団体は、経済状況など様々な家庭の問題を抱えながらも行政窓口相談にきていない家庭に対し、教育・保健・福祉・労働部局等が連携して、地域の子育て経験者などの人材を活用した家庭教育支援チーム等による訪問型支援、相談対応等の家庭に寄り添う支援を強化し、全国に普及する。

## 【一億総活躍国民会議「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)】

### 6. 10年先の未来を見据えたロードマップ

・希望出生率1.8の実現

#### ①若者の雇用安定・待遇改善(その2)

##### 【具体的な施策】

④スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充による教育相談や家庭教育支援の体制の整備。教員の進路に関する指導力の向上や進路指導體制の充実、学外人材の活用、職場体験活動などキャリア教育や職業教育の推進及び個々のライフデザインに基づくキャリアプランの構築の促進。

#### ⑩ 地域の実情に即した支援

##### 【具体的な施策】

・地域と学校との連携・協働の下、高齢者等をはじめとする地域住民の参画により、社会全体として子供たちの学びや成長を支える活動を、全国的に推進する。その際、地域のコーディネーターが、土曜日や放課後の教育活動、読書活動、文化芸術・自然体験活動、家庭教育支援等の個別活動の充実や、各機関とのネットワーク化を図る仕組みについて、2017年度までに全小・中学校区への整備に着手し、見直しを行いながら充実させる。

22

## 【中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(答申)(平成27年12月21日)】

### 第3章 地域の教育力の向上と地域における学校との協働体制の在り方について

#### 第3節 地域における学校との協働体制の今後の方向性

##### 2. 地域における学校との協働による活動の充実

##### (4) 子供たちの抱える課題への対応や、家庭教育支援の充実等のための地域における学校、福祉等との連携

地域学校協働本部には、直面する子供たちの課題等にもよるが、教育関係者のみならず福祉、医療の関係者との連携強化や、孤立しがちな保護者の支援という観点からも、地域の人材で構成する家庭教育支援チームと連携していくことが重要である。地域学校協働本部の中に家庭教育支援の機能も組み込むことで、家庭教育支援の充実や安心して子育てできる環境の整備を図るとともに、困難を抱える保護者への対応の充実を図ることが可能となる。また、孤立しがちな保護者が学校支援等の地域と学校が連携・協働した活動に参画するよう促し、実際に活動に関わることで、こうした保護者が前向きになり、家庭教育の充実につながることも期待される。

家庭教育支援チームによる取組としては、保護者が主体的な家庭教育ができるよう、学習機会や情報の提供、様々な相談への対応、地域における居場所づくり、さらに、訪問型の家庭教育支援等の取組を推進することが挙げられる。

## 【「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～(平成28年1月25日文科科学大臣決定)】

### 2. 目指す方向

学校にかかる観点からは、「社会に開かれた教育課程」の実現や学校の指導体制の質・量両面での充実、「地域とともにある学校」への転換という方向を、地域にかかる観点からは、次代の郷土をつくる人材の育成、学校を核としたまちづくり、地域で家庭を支援し子育てできる環境づくり、学び合いを通じた社会的包摂という方向を目指して取組を進める。

### 3. 具体的な取組施策

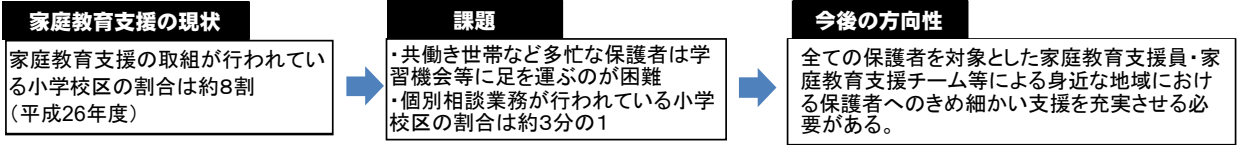
#### 3-2 次世代の地域創生

- 放課後子供教室や家庭教育支援等の活動の充実による子育て環境の整備を支援する。

## 3. 家庭教育支援の取組



全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域において保護者が家庭教育や子育てについて学べる学習機会を提供したり、相談対応を行うなどの家庭教育支援の基盤整備を国として行うことが必要。




### 家庭の現状に関するデータ

- ◆ひとり親家庭: 約83.3万世帯(20年前より約6割増加)(平成25年国民生活基礎調査[厚労省]より)
- ◆共働き世帯: 約1,077万世帯(20年前より約2割増加)(平成27年度男女共同参画白書[内閣府]より)
- ◆相対的貧困率: 16.1%(平成9年度は14.6%)(平成25年国民生活調査[厚労省]より)

### 個別の課題

**家庭教育支援員の学習機会が乏しい**

⇒ 先進地域の取組などについて相互に学び合う機会が必要



### 家庭教育基盤整備の充実

**研究協議会の実施**

- ◆家庭教育支援員が、先進地域の取組についての知見を得たり、相互に学び合うこと等による**資質向上**や**好事例の普及啓発**を目的とした研究協議会を実施
- ◆全国の地方公共団体の家庭教育支援担当者や家庭教育支援関係者を対象に毎年度実施



事例報告の様子



実践交流会(パネル展示)



ワールド・カフェ形式のワークショップ 25

## 地域における家庭教育支援総合推進事業 (前年度予算額 73百万円) 29年度予算額 73百万円

社会経済の変化に伴い、家庭教育が一層困難になっていることを踏まえ、全ての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成を通じて家庭教育支援チームの組織化、家庭教育支援員の配置等を行い、身近な地域における保護者への学習機会の提供や親子参加型行事の実施、相談対応等の支援活動を実施する。





# 平成28年度「学校・家庭・地域連携協力推進事業」における家庭教育支援実施状況

| 自治体名 | 市町村数 | 箇所数 |
|------|------|-----|
| 北海道  | 15   | 88  |
| 青森県  | 0    | 0   |
| 岩手県  | 2    | 5   |
| 宮城県  | 0    | 0   |
| 秋田県  | 2    | 8   |
| 山形県  | 31   | 143 |
| 福島県  | 0    | 0   |
| 茨城県  | 0    | 0   |
| 栃木県  | 0    | 0   |
| 群馬県  | 0    | 0   |
| 埼玉県  | 63   | 232 |
| 千葉県  | 5    | 0   |
| 東京都  | 35   | 532 |
| 神奈川県 | 0    | 0   |
| 新潟県  | 2    | 19  |
| 富山県  | 15   | 189 |

| 自治体名 | 市町村数 | 箇所数 |
|------|------|-----|
| 石川県  | 0    | 0   |
| 福井県  | 17   | 0   |
| 山梨県  | 7    | 0   |
| 長野県  | 0    | 0   |
| 岐阜県  | 3    | 32  |
| 静岡県  | 17   | 172 |
| 愛知県  | 50   | 534 |
| 三重県  | 0    | 0   |
| 滋賀県  | 7    | 43  |
| 京都府  | 6    | 49  |
| 大阪府  | 13   | 141 |
| 兵庫県  | 0    | 0   |
| 奈良県  | 0    | 0   |
| 和歌山県 | 2    | 6   |
| 鳥取県  | 10   | 96  |
| 島根県  | 16   | 109 |

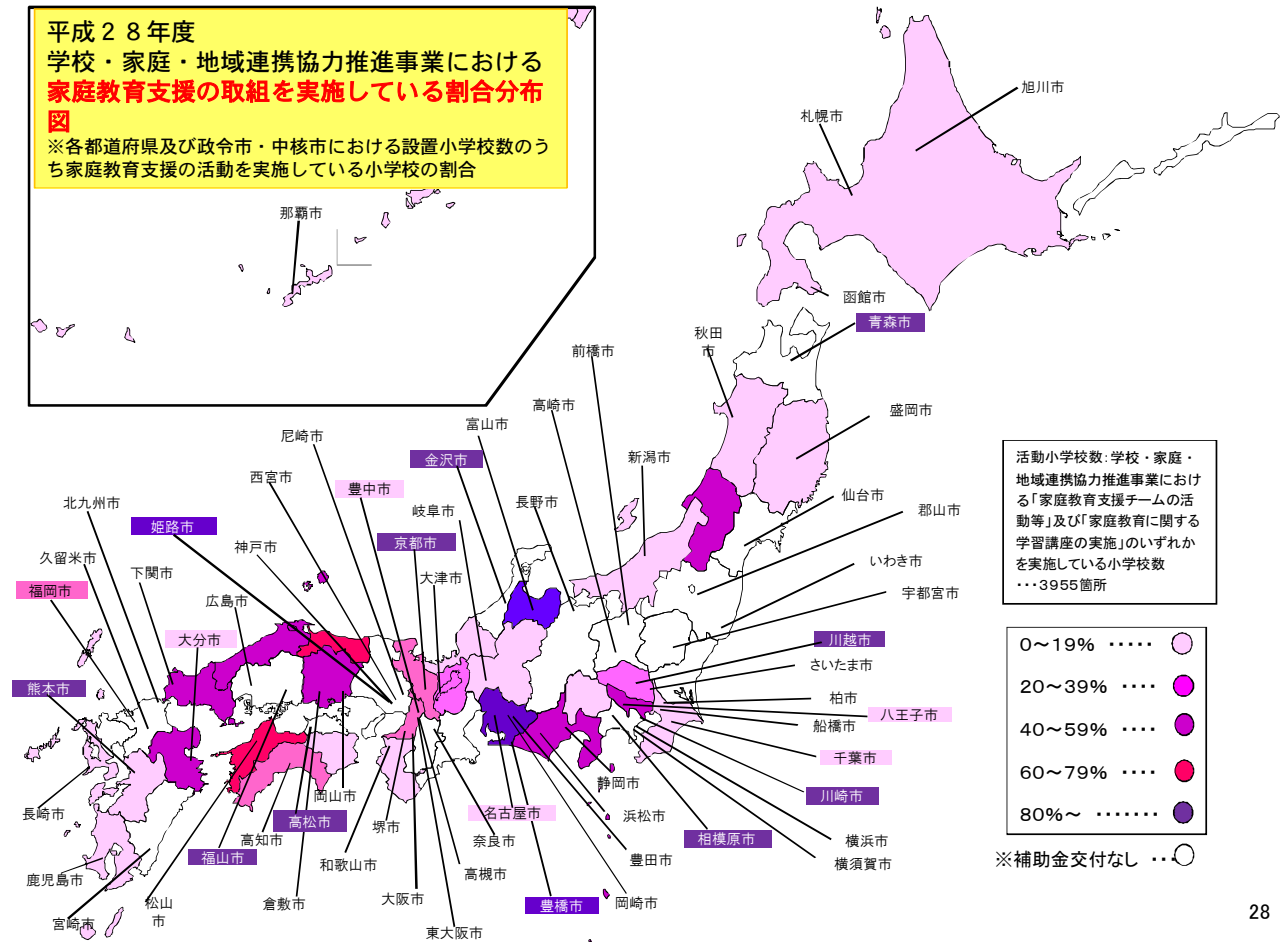
| 自治体名 | 市町村数 | 箇所数 |
|------|------|-----|
| 岡山県  | 13   | 114 |
| 広島県  | 0    | 0   |
| 山口県  | 9    | 121 |
| 徳島県  | 9    | 4   |
| 香川県  | 0    | 0   |
| 愛媛県  | 12   | 167 |
| 高知県  | 15   | 41  |
| 福岡県  | 0    | 0   |
| 佐賀県  | 0    | 0   |
| 長崎県  | 1    | 9   |
| 熊本県  | 6    | 39  |
| 大分県  | 10   | 101 |
| 宮崎県  | 0    | 0   |
| 鹿児島県 | 5    | 57  |
| 沖縄県  | 4    | 41  |

| 自治体名 | 市町村数 | 箇所数 |
|------|------|-----|
| 千葉市  | 1    | 4   |
| 川崎市  | 1    | 113 |
| 相模原市 | 1    | 72  |
| 名古屋市 | 1    | 0   |
| 京都市  | 1    | 166 |
| 福岡市  | 1    | 35  |
| 熊本市  | 1    | 95  |
| 青森市  | 1    | 45  |
| 川崎市  | 1    | 32  |
| 八王子市 | 1    | 5   |
| 金沢市  | 1    | 56  |
| 豊橋市  | 1    | 52  |
| 豊中市  | 1    | 4   |
| 姫路市  | 1    | 59  |
| 福山市  | 1    | 77  |
| 高松市  | 1    | 48  |
| 大分市  | 1    | 0   |

合計 419市町村  
3,955箇所  
(平成28年10月現在)

※市町村数には、都道府県による直接実施分を含む。  
※箇所数は学習講座や家庭教育支援チーム等のいずれかの家庭教育支援の取組を実施する小学校数から算出。  
※政令市、中核市は補助事業により実施している自治体のみ掲載。

平成28年度  
学校・家庭・地域連携協力推進事業における  
家庭教育支援の取組を実施している割合分布図  
※各都道府県及び政令市・中核市における設置小学校数のうち家庭教育支援の活動を実施している小学校の割合



# 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進 (平成18年度より)

早寝早起きや朝ごはんを食べるといった基本的な生活習慣の乱れは、子供たちの学習意欲、体力、気力にも大きな影響を及ぼす。

家庭における食事、睡眠などの乱れを個々の家庭や子供の問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として企業や地域が一丸となり、子供の健やかな成長を期して、基本的な生活習慣を育成し、生活リズムの向上を図るための取組を推進していくことが必要である。



## 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進(平成18年度～)

### 「早寝早起き朝ごはん」全国協議会

設立:平成18年4月24日  
会員数:297企業・団体・個人(平成28年10月現在)

地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成

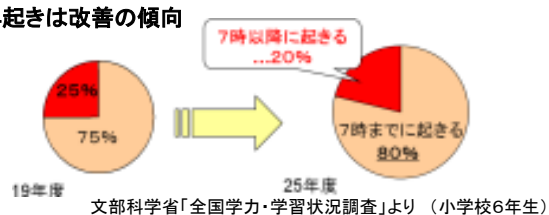
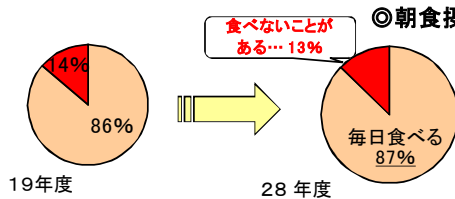
連携

### 文部科学省

関係府省及び官民連携による全国的普及啓発の促進

平成24年度より表彰制度を創設し、優れた実践の表彰、更なる地域の取組の活性化を図る

## 子供たちの健やかな成長のための基本的な生活習慣の確立



29

## 優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進にかかる文部科学大臣表彰

全国各地で取り組まれている「早寝早起き朝ごはん」運動等の中で、優れた62の活動に対して文部科学大臣表彰を行いました。活動の内容は文部科学省ホームページからご覧いただけます。※平成24年度より隔年で実施。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/asagohan/1330932.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/asagohan/1330932.htm)



表彰式の様子

## 中学生・高校生等向け普及啓発資料及び指導者用資料

生活リズムが乱れやすい環境にある中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関する普及啓発を進めるため、最新の科学的知見を踏まえた普及啓発資料及び指導者用資料を作成しました。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/katei/1351209.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1351209.htm)



<中学生・高校生等向け>



<指導者用>

## 企業や働く保護者向けのパンフレット

子供の生活習慣は、保護者から大きな影響を受けます。ワーク・ライフ・バランスや地域貢献活動など、企業にも「早寝早起き朝ごはん」国民運動に協力してもらうための啓発を実施しています。



<パンフレット>

## 小学校低学年及びその保護者向けのリーフレット

基本的な生活習慣の重要性を伝え、子供と保護者が基本的な生活習慣づくりに対して興味を持つきっかけをつくり、生活習慣づくりへの意識を高め、一緒になって取り組んでもらうことを目的としたリーフレット作成し、全国の小学1年生に配布しています。



<リーフレット>

ライフスタイルの多様化などにより、家庭や社会の影響を受けやすい子供たちの生活習慣の乱れが、学習意欲や体力・気力の低下の要因の一つとして指摘されており、府省や地域、団体、企業等との連携を図り、子供から大人までの生活習慣づくりを推進する。

## 子供の生活習慣をめぐる現状

(平成28年度文部科学省全国学力・学習状況調査)

- ◎朝食を毎日食べている児童生徒の割合 : 小学6年生 87.3% 中学3年生 83.4%
- ◎毎日同じ時刻に寝る児童生徒の割合 : 小学6年生 80.0% 中学3年生 75.3%
- ◎午後11時より前に寝る児童生徒の割合(※) : 小学6年生 86.2% 中学3年生 36.6%

※当該項目は平成25年度文部科学省全国学力・学習状況調査より

約6割の生徒が午後11時以降に就寝

## 子供の生活習慣づくりの課題

- ◆朝食摂取や起床時間と比べ、中学生の就寝時間には小学生との大きな差が見られ、夜型化が顕著
- ◆今後は特に就寝時間を中心に家庭や企業などへさらなる理解を求めていく必要

## 第2期教育振興基本計画 (平成25年6月14日閣議決定)

- ◆基本的方向性：絆づくりと活力あるコミュニティの形成
  - ◆成果指標：家庭教育支援の充実（家庭でのコミュニケーションの状況や子供の基本的生活習慣の改善）
  - ◆基本施策：豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実（子供から大人までの生活習慣づくりの推進）
- 【主な取組】
- 企業に対する子供の生活習慣づくりの重要性についての啓発
  - ワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組等の情報提供
  - 地方公共団体に対する企業との協力を促進
  - 中高生以上の世代向けの普及啓発

## 「中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関する検討委員会」における審議の整理 (平成26年3月)

### 最近の中高生を取り巻く生活の実態と課題・問題点

#### 中高生の生活の実態と課題

- ☞ 中高生になるとスマートフォン等の所有割合やインターネットとの接触時間が急増
- ☞ 夜型生活による睡眠時間の不足
- ☞ 中高生になると、朝食の欠食が増加 など

#### 不適切な睡眠習慣が中高生の心身に与える影響

- ☞ 朝食欠食の日中の活動への影響
- ☞ 非行、不登校、ひきこもりなどの問題行動等のリスクの増加
- ☞ 学力や運動能力への影響 など

### 必要な施策

#### 全国的な普及啓発の実施

2百万円

#### 社会全体で子供の基本的な生活習慣づくりの気運を育成

- 保護者等への効果的な啓発手法などの支援方策の検討
- 研究発表会の開催



#### 中高生を中心とした生活習慣

マネジメント・サポート事業 3百万円

#### 社会的自立に向け、生活を主体的にコントロールする力の育成

- チェックシートを活用した睡眠習慣改善の実証研究
- 地域や家庭と連携した生活習慣改善の取組実施



社会全体で取り組む子供から大人までの基本的な生活習慣づくり

## 4. 地方公共団体における家庭教育支援の取組

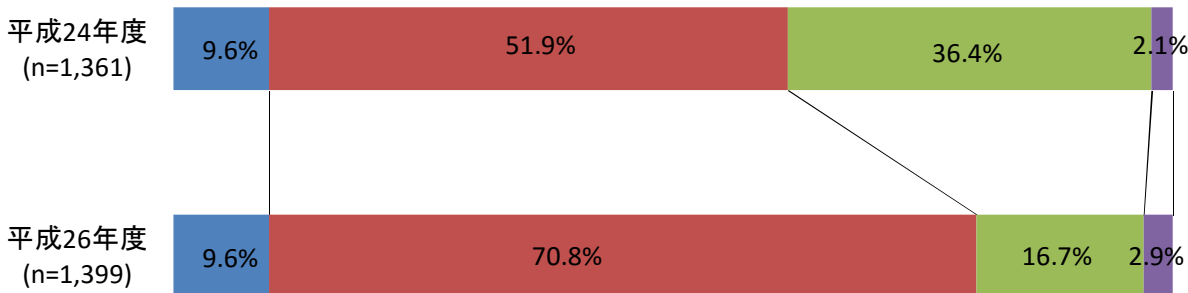
# (1) 地方公共団体における家庭教育支援の取組状況

平成27年度文部科学省委託調査:「生涯学習施策に関する調査研究～関係機関と連携した家庭教育支援の取組及び地域における家庭教育支援の実施状況について～」より

※47都道府県、1,741市区町村を対象として実施。回収率は78.2%(47都道府県、1,352市町村)

## 家庭教育支援のための体制

「専任の職員は配置されていないが、兼務する職員が配置されている」の割合が高く、平成24年度から約20ポイント増加。

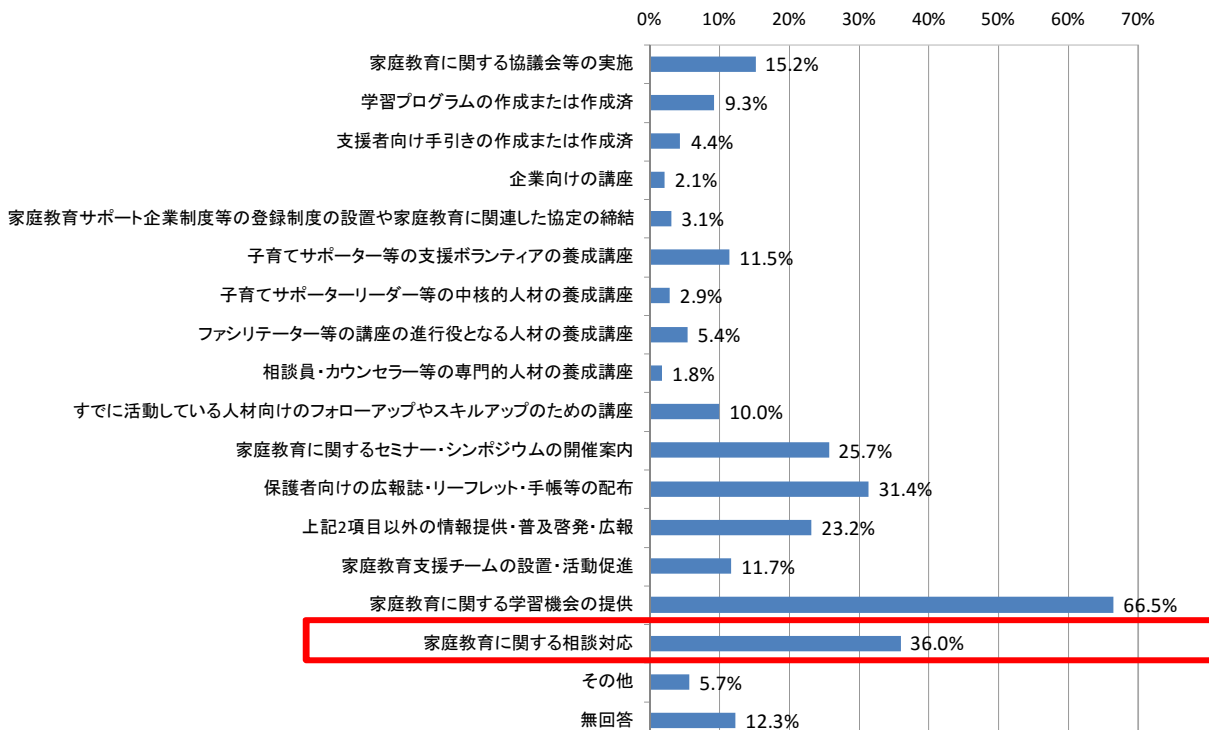


- 家庭教育支援を担当する専任の職員が配置されている
- 家庭教育支援を担当する専任の職員は配置されていないが、兼務する職員が配置されている
- 家庭教育支援を担当する職員は配置されていない
- 無回答

出典:平成27年度文部科学省委託調査:「生涯学習施策に関する調査研究～関係機関と連携した家庭教育支援の取組及び地域における家庭教育支援の実施状況について～」

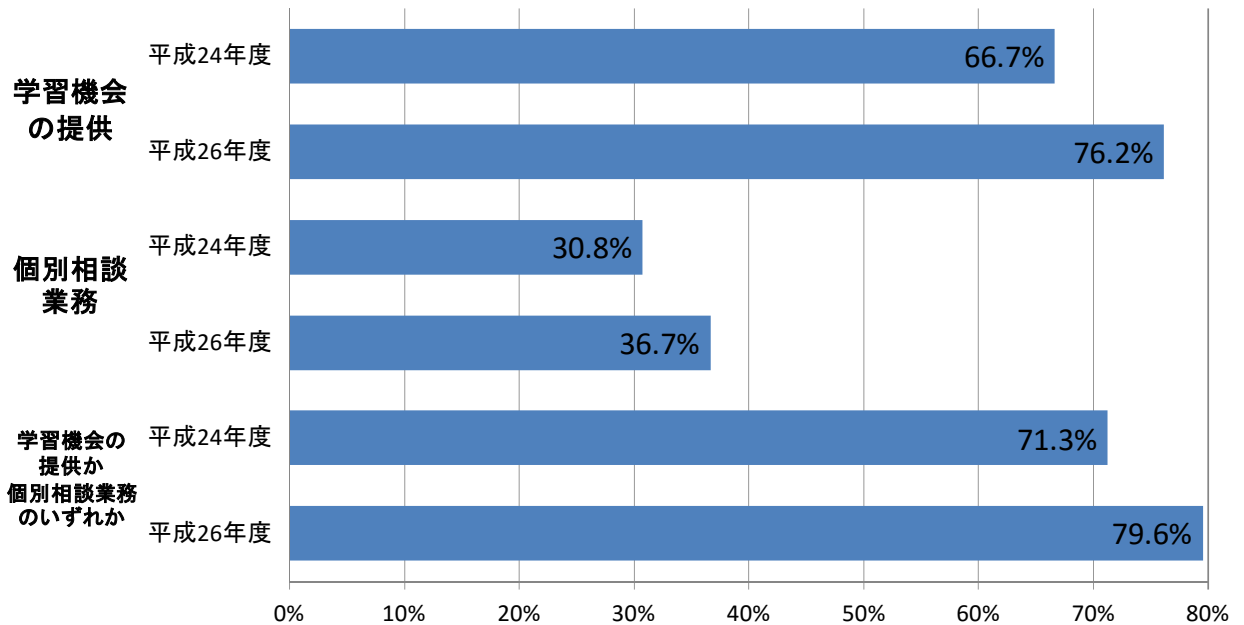
## 家庭教育支援の実施状況

「家庭教育に関する学習機会の提供」の割合が最も高く、次いで「家庭教育に関する相談対応」、「保護者向けの広報誌・リーフレット・手帳の配布」となっている。



## 小学校区あたりの家庭教育支援の実施状況（都道府県の施策を含む）

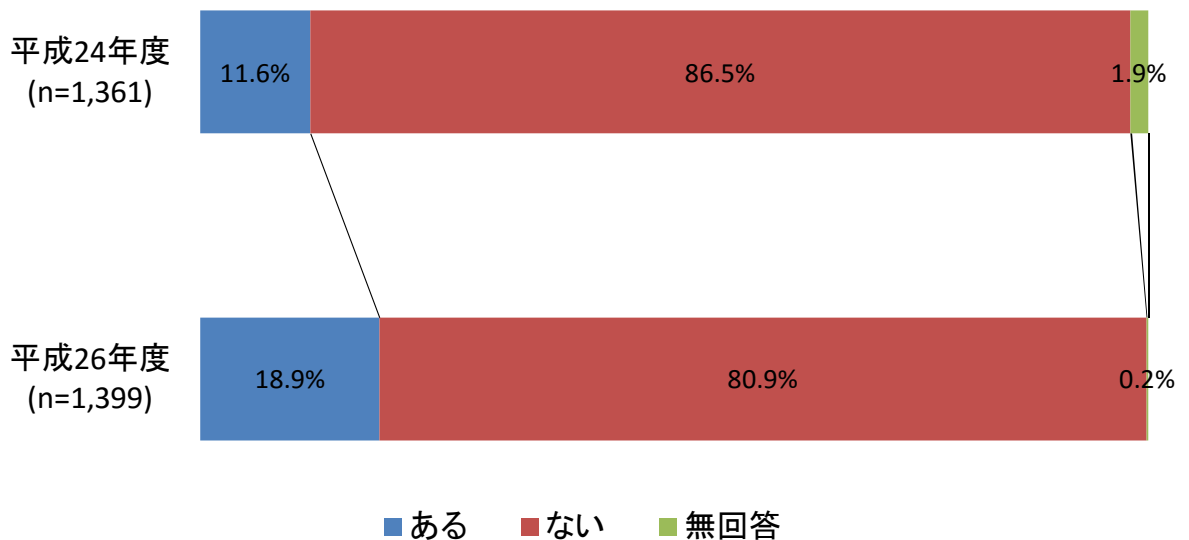
約8割の小学校区を対象として、家庭教育支援に関する学習機会の提供か個別相談業務のいずれかが実施されている。



出典：平成27年度文部科学省委託調査：「生涯学習施策に関する調査研究～関係機関と連携した家庭教育支援の取組及び地域における家庭教育支援の実施状況について～」35

## 家庭教育支援チームの有無

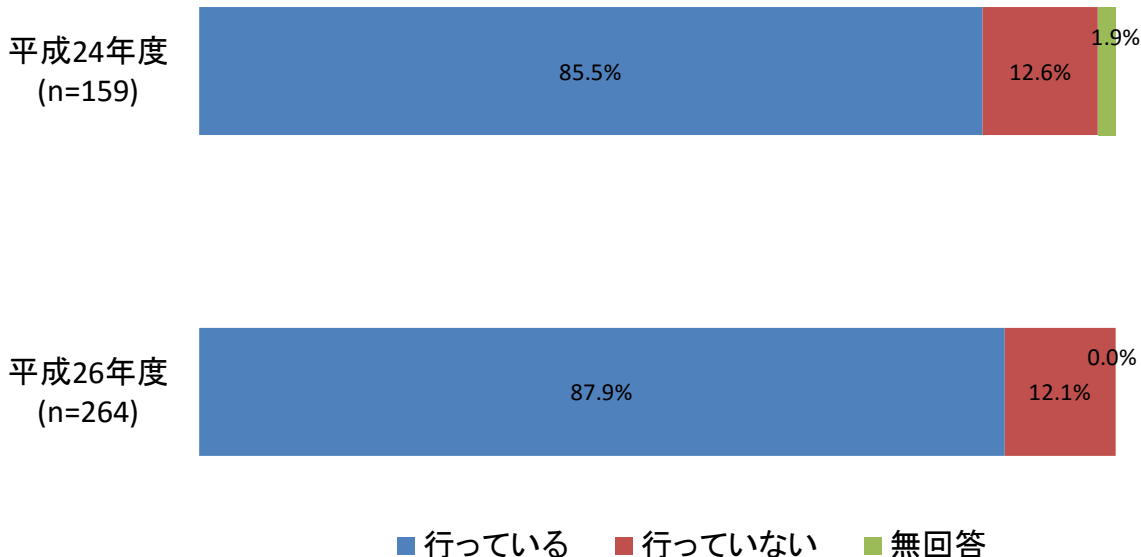
家庭教育支援チームが「ある」と回答した地方公共団体は、約2割。



出典：平成27年度文部科学省委託調査：「生涯学習施策に関する調査研究～関係機関と連携した家庭教育支援の取組及び地域における家庭教育支援の実施状況について～」

## 家庭教育支援チームへの支援の有無

家庭教育支援チームへの支援を「行っている」地方公共団体の割合は、平成24年度から微増。

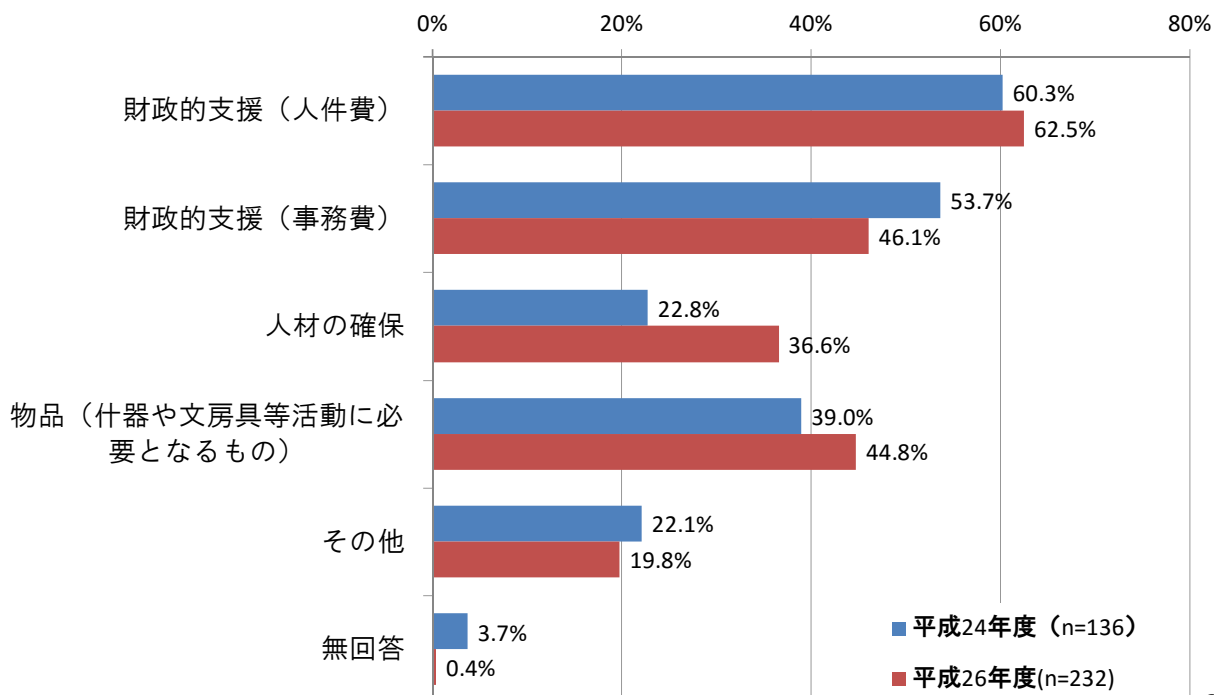


出典：平成27年度文部科学省委託調査：「生涯学習施策に関する調査研究～関係機関と連携した家庭教育支援の取組及び地域における家庭教育支援の実施状況について～」

37

## 家庭教育支援チームへの支援の内容

家庭教育支援チームへの支援の内容は「財政的支援(人件費)」が最も高い。平成24年度と比較すると「人材の確保」の割合が大きく増加している。



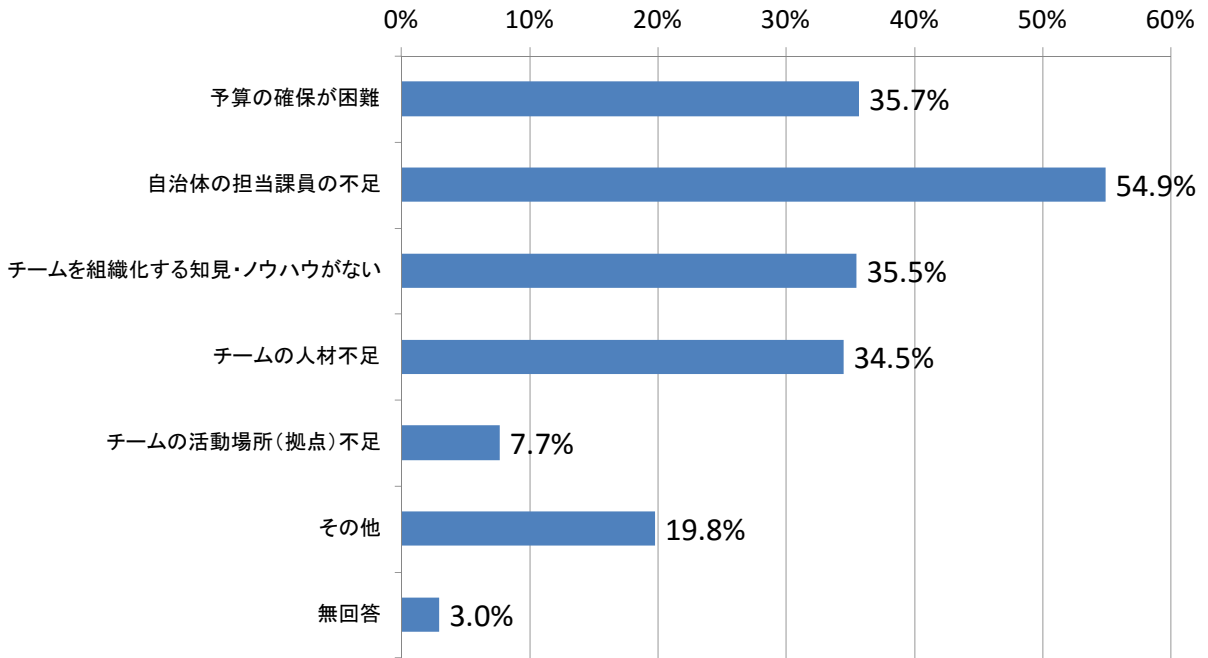
出典：平成27年度文部科学省委託調査：「生涯学習施策に関する調査研究～関係機関と連携した家庭教育支援の取組及び地域における家庭教育支援の実施状況について～」

38



## チームの設置や支援を行っていない理由 (n=1,164)

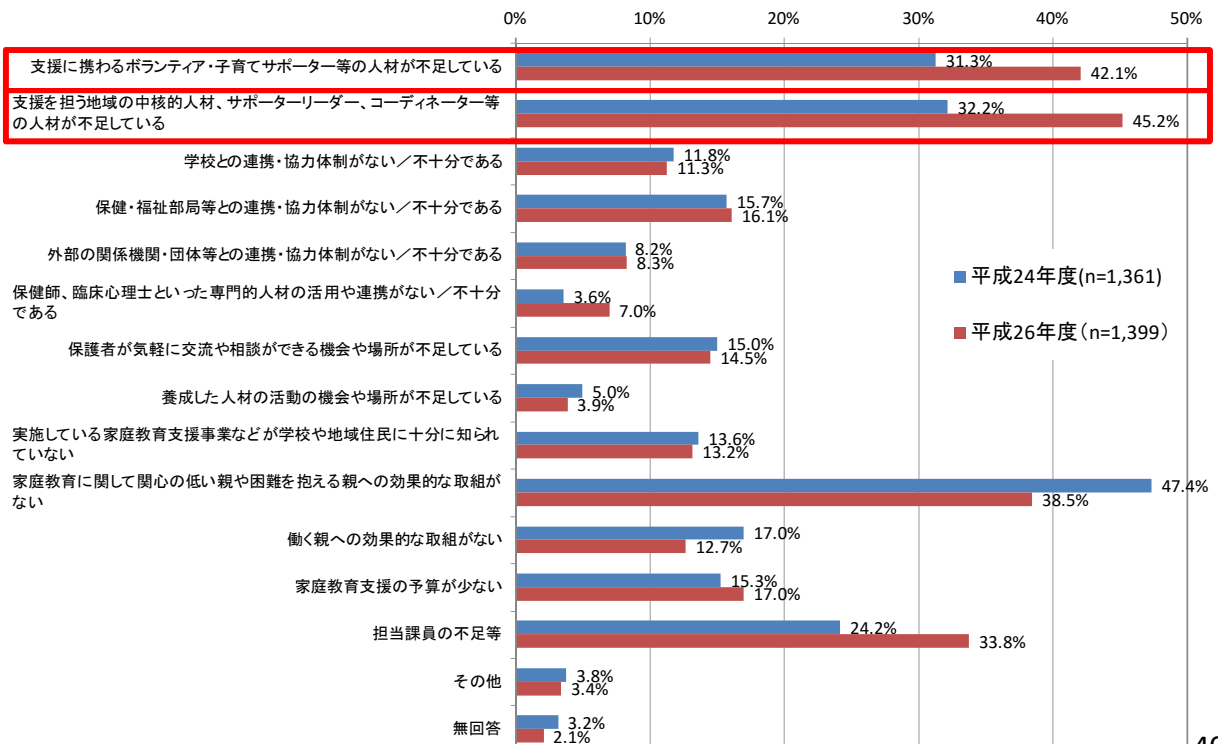
「自治体の担当課員の不足」が最も多く、次いで「予算の確保が困難」、「チームを組織化する知見・ノウハウがない」、「チームの人材不足」となっている。



出典:平成27年度文部科学省委託調査:「生涯学習施策に関する調査研究～関係機関と連携した家庭教育支援の取組及び地域における家庭教育支援の実施状況について～」

## 家庭教育支援施策展開の課題

人材の不足を課題に挙げる地方公共団体の割合が高くなっており、平成24年度と比較すると10ポイント以上増加。

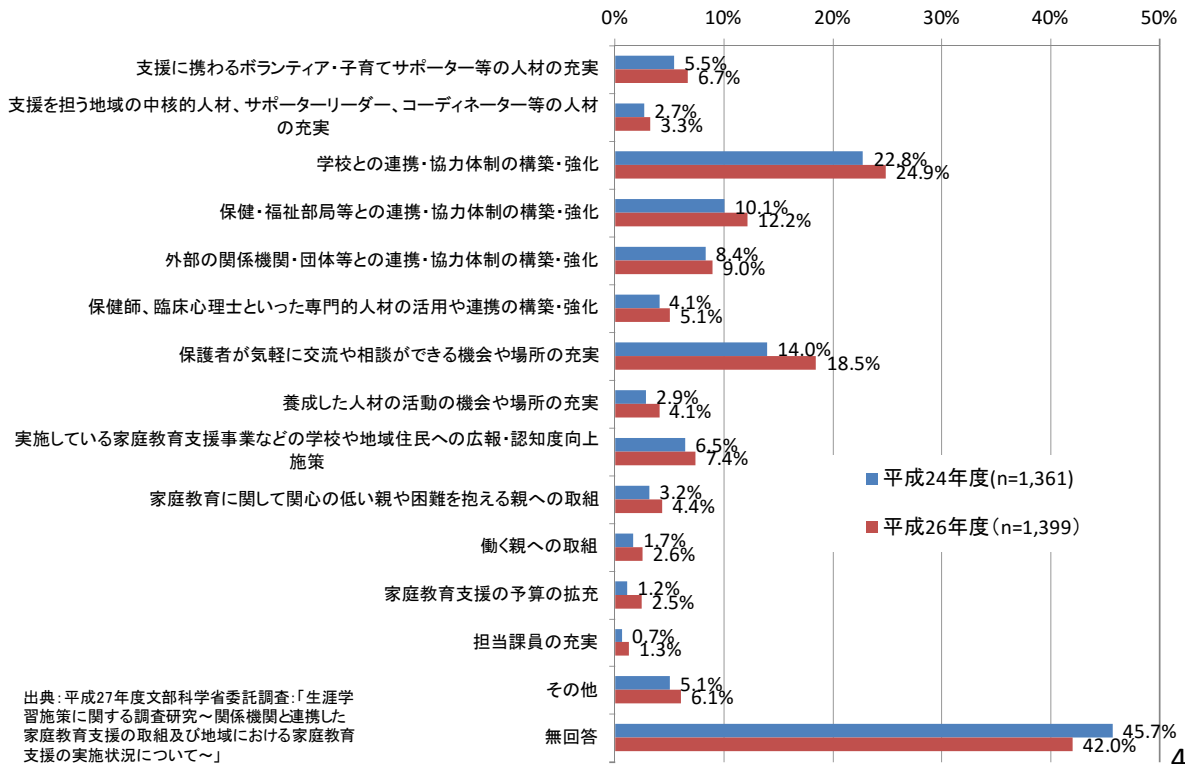


出典:平成27年度文部科学省委託調査:「生涯学習施策に関する調査研究～関係機関と連携した家庭教育支援の取組及び地域における家庭教育支援の実施状況について～」



## 家庭教育支援で特に効果があった取組

学校や保健・福祉部局等との連携・協力体制の構築・強化、「保護者が気軽に交流や相談ができる機会や場所の充実」を挙げる地方公共団体の割合が高い。

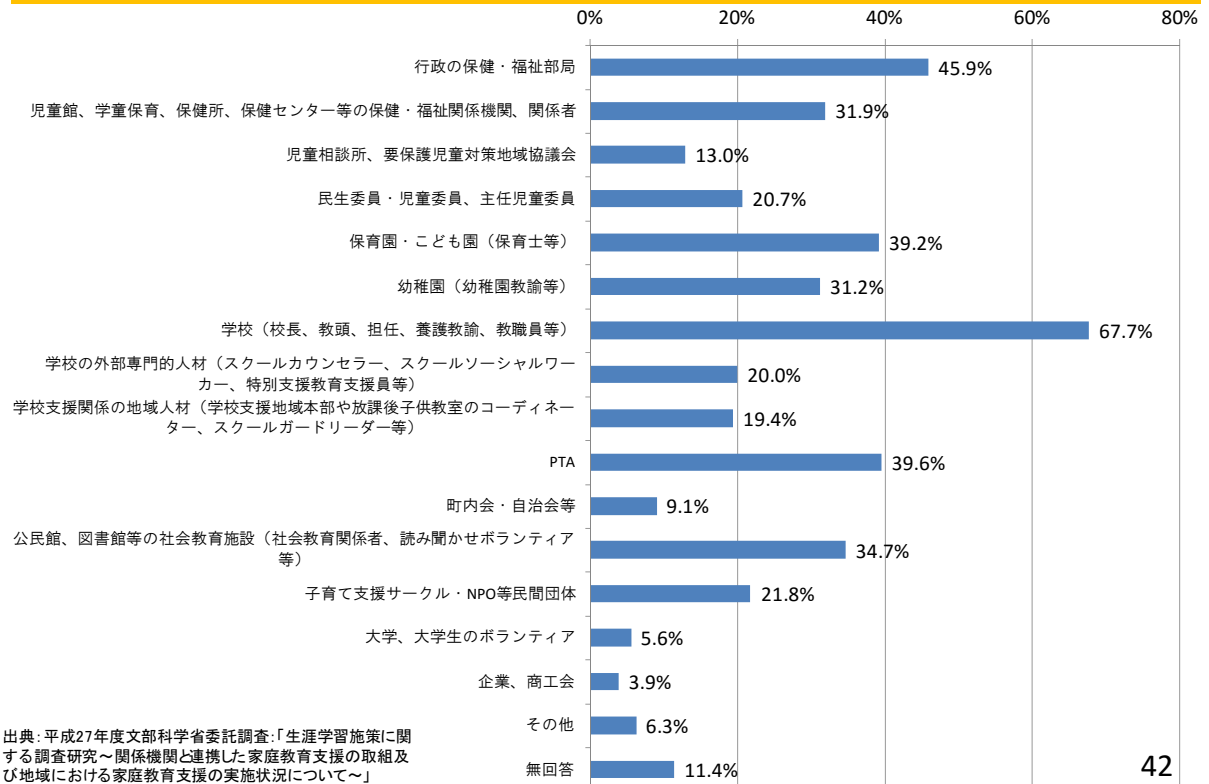


出典：平成27年度文部科学省委託調査：「生涯学習施策に関する調査研究～関係機関と連携した家庭教育支援の取組及び地域における家庭教育支援の実施状況について～」

41

## 家庭教育支援を行う中で連携している組織・人材 (n=1,400)

「学校(校長、教頭、担任、養護教諭等教職員等)」、「行政の保健・福祉部局」、「PTA」などの割合が高い。



出典：平成27年度文部科学省委託調査：「生涯学習施策に関する調査研究～関係機関と連携した家庭教育支援の取組及び地域における家庭教育支援の実施状況について～」

42

## (2) 補助事業による家庭教育支援の取組状況

### 「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」実施状況

(学校支援地域本部、放課後子供教室、家庭教育支援)

(平成29年1月現在)

|             | 平成24年度※1                               | 平成25年度※1                               | 平成26年度※1                               | 平成27年度※1                               | 平成28年度                                 |
|-------------|--|--|--|--|--|
| 国庫補助金額      | 4,649百万円                               | 4,870百万円                               | 5,071百万円<br>※2                         | 6,340百万円<br>※2                         | 6,466百万円<br>※2                         |
| 学校支援地域本部設置数 | 3,036本部                                | 3,527本部                                | 3,746本部                                | 4,146本部                                | 4,527本部                                |
| 放課後子供教室実施数  | 10,098教室                               | 10,376教室                               | 9,672教室                                | 14,379教室                               | 16,027教室                               |
| 家庭教育支援実施数   | 2,771箇所                                | 3,166箇所                                | 3,344箇所                                | 3,323箇所                                | 3,955箇所                                |
| 実施市町村数      | 本部 576市町村<br>放課後 1,076市町村<br>家庭 316市町村 | 本部 619市町村<br>放課後 1,090市町村<br>家庭 399市町村 | 本部 628市町村<br>放課後 1,042市町村<br>家庭 444市町村 | 本部 642市町村<br>放課後 1,077市町村<br>家庭 425市町村 | 本部 669市町村<br>放課後 1,097市町村<br>家庭 419市町村 |

※1 平成24～27年度は、岩手県、宮城県、福島県等の被災自治体は委託事業「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」で実施。

※2 平成26年度から「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」+「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」の国庫補助金額。

43

## (3) 家庭教育支援人材の養成事例

### ①千葉県教育委員会の取組

「市町村相談員及び子育てサポーターリーダー等のための家庭教育研修講座」

#### 【趣旨】

市町村相談員及び子育てサポーターリーダーの養成を図るため、家庭教育に関する専門的な知識やカウンセリングに関する知識・技術の習得及び資質の向上を図る研修講座を実施し、本県の家庭教育相談体制の一層の強化を図る。

|      | 第1回   | 第2回  | 第3回   | 第4回  |
|------|---|--|---|--|
| 初級講座 | 相談員としての基礎<br>1 家庭教育相談員に求められるもの<br>・相談援助に関わる基礎理論<br>・今日社会における相談業務<br>・システムとネットワーク<br>2 相談援助の基礎技法<br>・傾聴の実習～「聞く」と「聴く」がこころに「効く」～ | 相談員に必要な相談技法<br>1 カウンセリングとは<br>・基本的技法の演習<br>・カウンセリングの臨床現場から<br>2 カウンセリングの演習<br>・クライアント中心療法<br>・ロールプレイによるカウンセリング演習 | 心理的アセスメントと発達障害<br>1 心理的アセスメント<br>・相談現場に見られる子供の心の問題とその援助<br>・心理的アセスメント<br>・例題を通して理解を深める<br>2 子供の発達障害<br>・注意欠陥多動性障害<br>・学習障害<br>・自閉症スペクトラム<br>・その他の障害 | 家庭教育相談窓口での諸注意と事例研修<br>1 ケーススタディ<br>・相談業務上の諸注意<br>・ケーススタディ<br>2 技法のスーパービジョン<br>・相談員が抱えている悩みのシェアリングケーススタディ |
| 中級講座 | 臨床心理学と家族療法<br>1 臨床心理学<br>・学校臨床心理学<br>・認知療法<br>2 家族療法<br>・システム理論とは<br>・家族関係の再構造化   | 行動療法家庭教育相談と倫理・法律<br>1 行動療法<br>・学習理論とは<br>・技法<br>2 家庭教育相談と倫理・法律<br>・相談業務と倫理<br>・法律の基礎知識と主な法律<br>・事例から学ぶ           | 発達心理学と精神医学<br>1 発達心理学<br>・幼児期、児童期、青年期の心の発達<br>・発達地縁、心の障害<br>2 精神医学<br>・心の病気<br>・心の病気の治療<br>・精神障害の判断基準(DSM-IV-TR)                                    | 構成的エンカウンター<br>1 グループエンカウターの基本<br>・グループエンカウンターとは<br>・自己理解のグループ理解<br>2 グループエンカウターの実際<br>・エクセサイズ            |

②山口県教育委員会の取組

「家庭教育アドバイザー養成講座」

修了要件: 必修講座4日と選択講座1日以上での出席をもって修了

【趣旨】

子育てに関する相談に応じるとともに、現代的課題にも対応できる家庭教育アドバイザーを養成する講座を実施し、市町における家庭教育支援の充実を図る。

|     | 区 分 | 講 座 内 容  |
|-----|-----|--|
| 第1回 | 必修① | 「生涯学習、社会教育の基礎」<br>・行政説明「県の社会教育施策」、講義「人権教育の推進について」<br>・行政説明「国の社会教育施策」、参加者交流                                   |
| 第2回 | 選択  | 「学校・家庭・地域の連携による仕組みづくり」<br>・基調講演、事例発表、部会別協議「学校運営協議部会」、「学校支援部会」、「公民館部会」  |
| 第3回 | 必修② | 「子どもの発達と課題」<br>・講義「気になる子どもの理解と対応」(発達障害)、・講義「子どもの発達と課題」(幼少期)、<br>・講義「子どもの発達と課題」(児童期・青年期)                      |
| 第4回 | 選択  | 「ネットワークづくり」<br>・現地視察、・講義「地域情報の収集・活用方法とネットワークについて」、<br>・演習「ネットワーク診断」  |
| 第5回 | 必修③ | 「家庭教育支援の実際」<br>・講義「子どもを取り巻く現代的課題」(虐待について)、・講義「子どもの病気とけが」、<br>・事例発表「地域における家庭教育支援の実際」、・参加者交流                   |
| 第6回 | 選択  | 「コーディネーターの心得」<br>・講義・演習「カウンセリングスキル」、・講義「危機管理について」、<br>・講義「コーディネーターの心得」、・参加者交流                                |
| 第7回 | 必修④ | 「ファシリテーションスキル」<br>・基調講演「家庭教育をとりまく現状と課題」、・講義「家庭の元気応援出前講座プログラム体験」<br>・講義・演習「コーディネーターに求められる役割とスキルについて」、・講座の振り返り |

45

③埼玉県行田市教育委員会の取組

「子育てサポーター養成講座」

【趣旨】

地域ぐるみの子育て支援活動に、自らの子育て体験を生かそうといった意志をもつ老若男女が、実践活動(子育てサポーター活動や子育てサロンスタッフなど)を推進するための知識と技量を高める研修講座。また、行田市ファミリー・サポート・センターの会員としての資質を磨く機会

|     | 講 座 内 容   |
|-----|---|
| 第1回 | 開講式<br>開講記念講演「子育て支援、新しい男女共同参画社会に向けて」              |
| 第2回 | 講義「乳幼児期の心身の発達について」                                |
| 第3回 | 公開講座<br>ミュージカル「日本の昔話」より～乳幼児・保護者・地域の方々と共に～         |
| 第4回 | 講義「今こそ、童話の新しさへの期待」                                |
| 第5回 | 講義・実技「リズム遊び・手遊びの実技体験」(楽しく学びあうことの大切さ)              |
| 第6回 | 講義・実技「子どもの安全、子どもの救急」                              |
| 第7回 | 講義<br>「食生活と乳幼児の心身の成長発達」<br>交流会(今後の活動への第一歩)<br>閉講式 |

# 5. 家庭教育支援チームの取組



## 家庭教育支援チームについて

### 趣旨・目的

都市化や核家族化、地縁的つながりの希薄化等を背景として、家庭教育の困難化や家庭の孤立化が指摘されるなど、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっていることを踏まえ、文部科学省では平成20年度より、全ての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」の取組を推進。

### チームの構成・業務

#### <チームの構成員>

都道府県等において養成された地域の人材(子育てサポーターリーダー等)を中心として教員OB、PTA等の教育関係者や民生委員、児童委員等の保健福祉関係者など地域の実情に応じて構成。

#### <主な業務>

保護者への家庭教育支援として主に以下の取組を行う。

##### (1) 保護者への学びの場の提供

保護者等に対する主体的な「学び」と「育ち」に関する学習機会の提供や情報提供、相談対応

##### (2) 地域の居場所づくり

地域資源を活用した親子参加型の体験型プログラムの実施・情報提供や、日常的な交流の場の提供

##### (3) 訪問型家庭教育支援

家庭訪問等による個別の情報提供や相談対応

### 【ロゴマーク】



家庭教育支援チーム

### 国からの支援

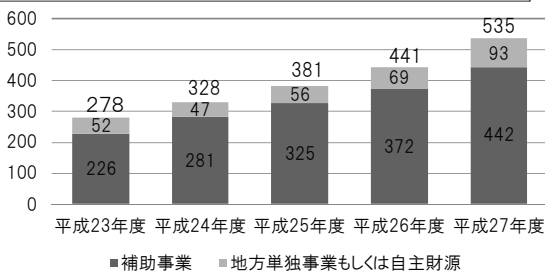
#### <補助事業による推進>

学校・家庭・地域の連携協力推進事業(1/3補助)において、家庭教育支援チームの組織化及び支援活動に係る経費を補助。

#### <チームの登録制度>

各地域の取組状況の把握や、効果的な事例の収集・情報発信による各地域の取組の活性化促進に努めるため、文部科学省として、家庭教育支援チームの登録制度を実施。

### 家庭教育支援チーム数の推移※平成28年12月時点



# 新しい「家庭教育支援チーム」の登録制度について

(平成28年5月30日改正)

## 主な改正点

各地域における多様な家庭教育支援の取組を一層促進する観点から、登録申込み様式の提出もつてのみ認めていた家庭教育支援チームの登録の範囲を、文部科学省の補助事業又は委託事業を活用した家庭教育支援チームについても準用できるように拡大した。

## チームの登録要件等

地域の人材を中心に組織し、保護者への家庭教育支援の取組を行う家庭教育支援チームであり、次の要件を満たしていること。

(1)以下のア～エのいずれか又は又はこれらを組み合わせた取組を行うものであること。

ア 保護者への学びの場の提供

イ 地域の居場所づくり

ウ 訪問型家庭教育支援

エ その他、取組の目的・内容等から家庭教育支援の内容に資する取組として文部科学省が認めるもの

(2)継続的な取組を行うものであること。

(3)営利を主たる目的とした活動を行うものでないこと。

(4)特定の宗教的色彩の強い活動を行うものでないこと。

(5)その他、家庭教育支援チームとして登録すべきでない特段の事情がないこと。

## 登録するメリット

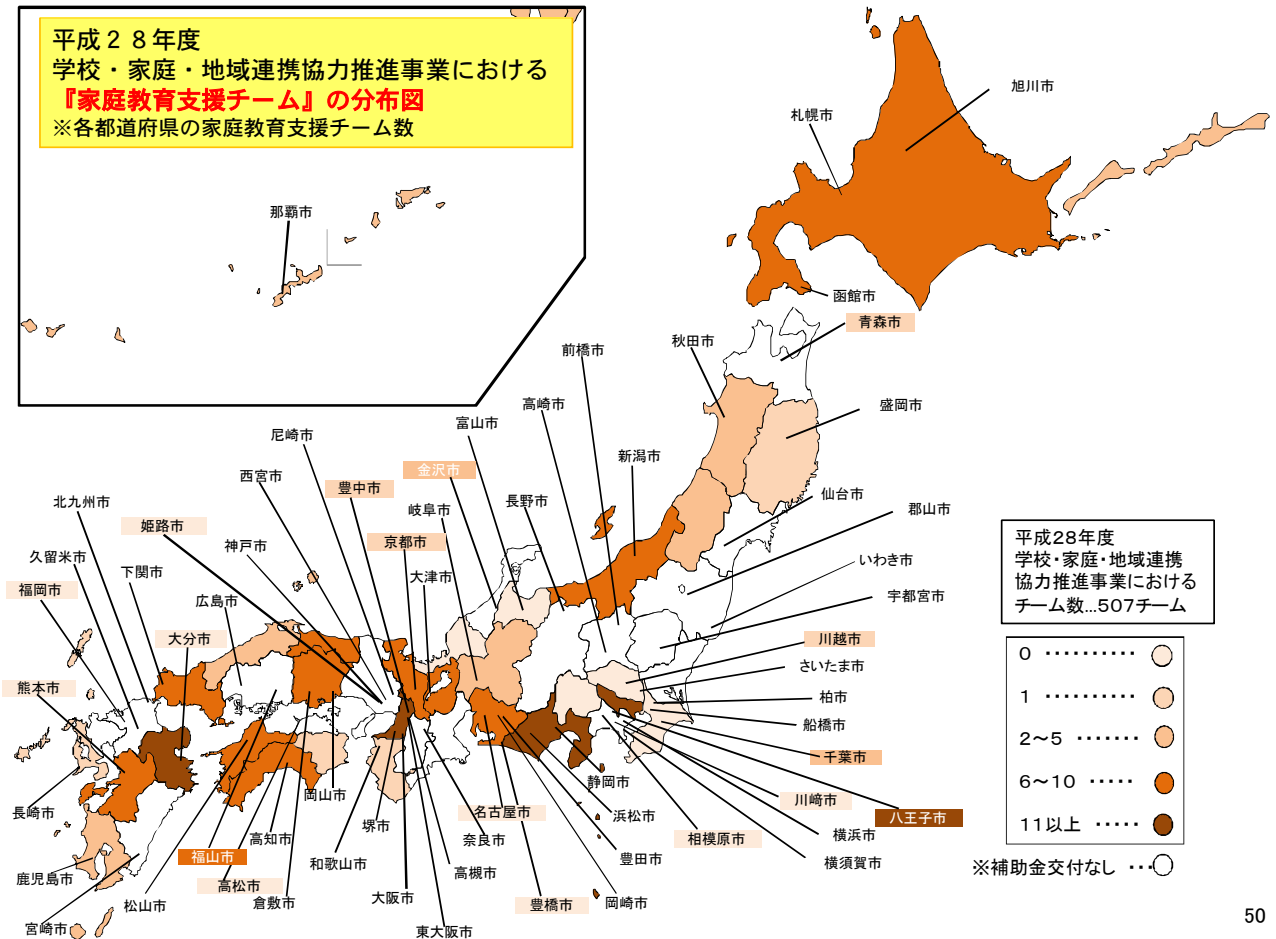
文部科学省ホームページへチームの紹介を掲載し、全国へ向けて情報を発信できる。  
家庭教育支援チームロゴマークを使用できる。  
文部科学省から家庭教育支援に関する情報や資料の提供が受けられる。

## チームの登録期間

登録日から翌々年度の3月31日まで  
例)平成28年9月1日に登録した場合、平成31年3月31日(平成30年度末)まで  
平成30年2月1日に登録した場合、平成32年3月31日(平成31年度末)まで

49

平成28年度  
学校・家庭・地域連携協力推進事業における  
『家庭教育支援チーム』の分布図  
※各都道府県の家庭教育支援チーム数



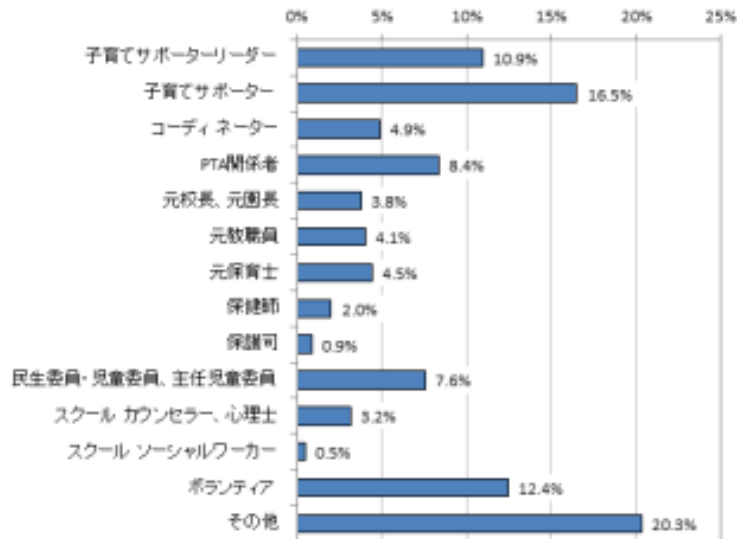
# 家庭教育支援チームにおける実態調査結果（抜粋）

文部科学省委託調査：「平成24年度地域における家庭教育支援施策に関する調査研究」より  
 ※174チームに対して実施。

## チームの体制（i）

メンバーの構成員は、「子育てサポーター」「子育てサポートリーダー」を中心に、  
 多様な属性となっている。

家庭教育支援チームのチーム員の属性(n=172)



51

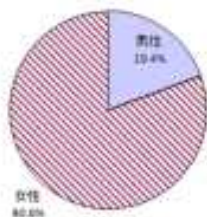
## チーム体制（ii）

家庭教育支援チームのチーム体制は、20名未満のチームが9割近くを占めている。  
 メンバー構成は、女性が8割以上、40代以上で8割以上となっている。

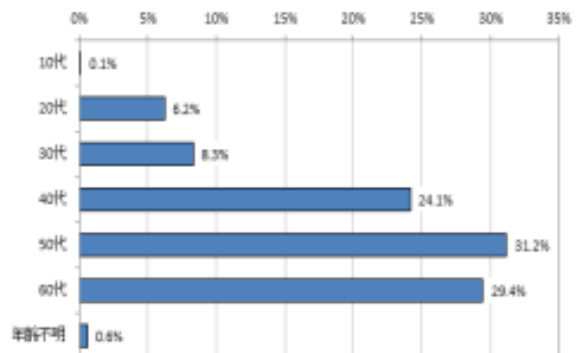
家庭教育支援チームの人員数(n=174)



家庭教育支援チームの性別内訳(n=171)



家庭教育支援チームの年齢内訳(n=168)

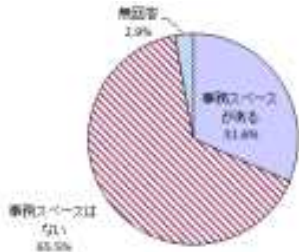


52

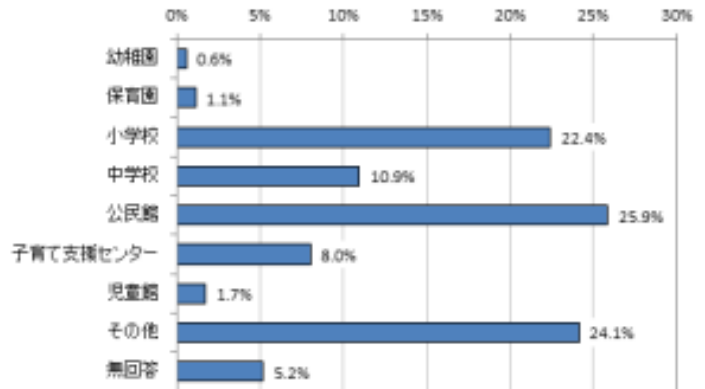
## チーム体制（iii）

専用の事務スペースがあるチームは約3割となっており、保護者が交流できる経常的（週1日以上）な場があるチームは約4割となっている。  
 家庭教育支援チームの活動拠点は「公民館（25.9%）」「小学校（22.4%）」の割合が高い。

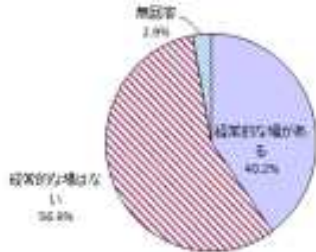
活動拠点における専用事務スペースの有無（n=172）



家庭教育支援チームの活動拠点（n=174）

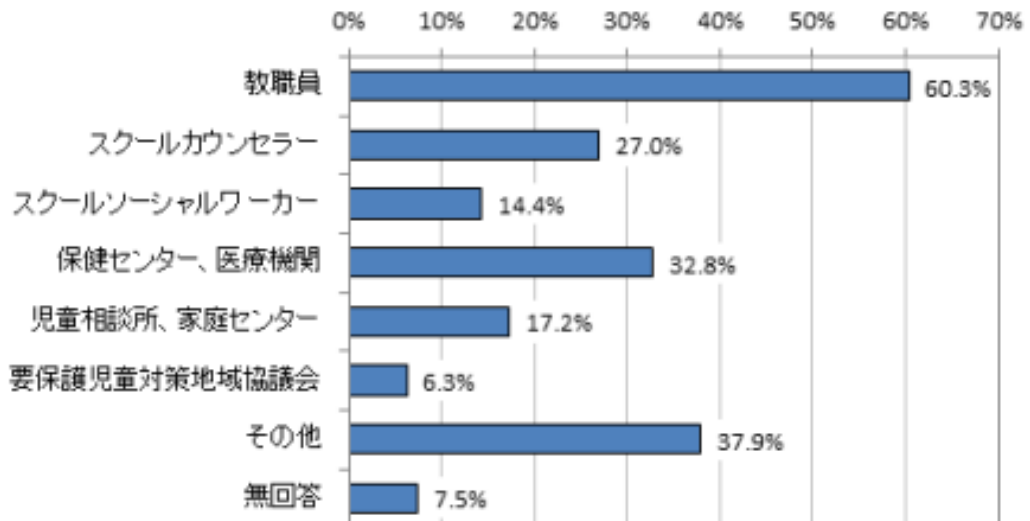


交流等の経常的（週1以上）な場の有無（n=172）



## 家庭教育支援チームの連携状況

連携先としては、「教職員」「保健センター、医療機関」の割合が高い。

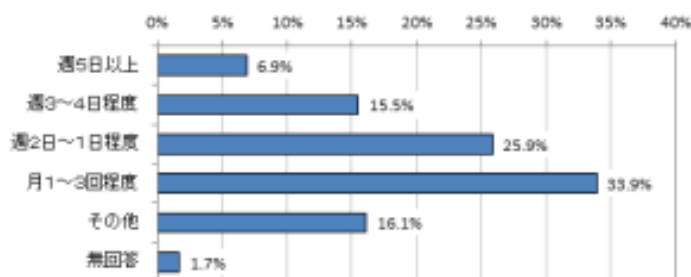




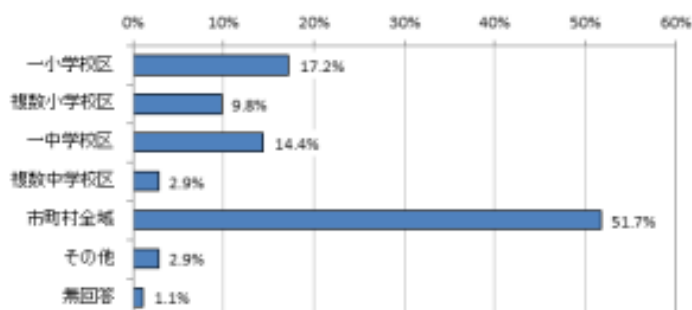
## 家庭教育支援チームの活動頻度と活動エリア

家庭教育支援チームの活動頻度は、「月1～3回程度(33.9%)」「週2～1日程度(25.9%)」と、月1回から週1、2回程度の活動となっている。活動エリアは、5割強が「市町村全域」となっている。

家庭教育支援チームの活動頻度(n=174)



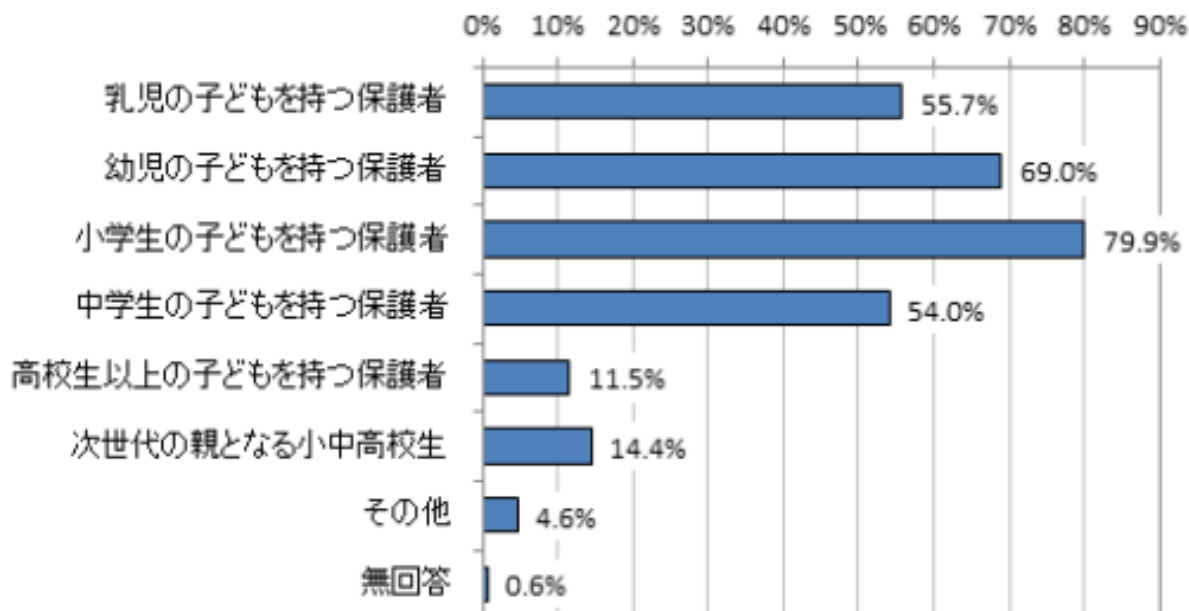
家庭教育支援チームの活動エリア(n=174)



55

## 家庭教育支援チームの支援対象

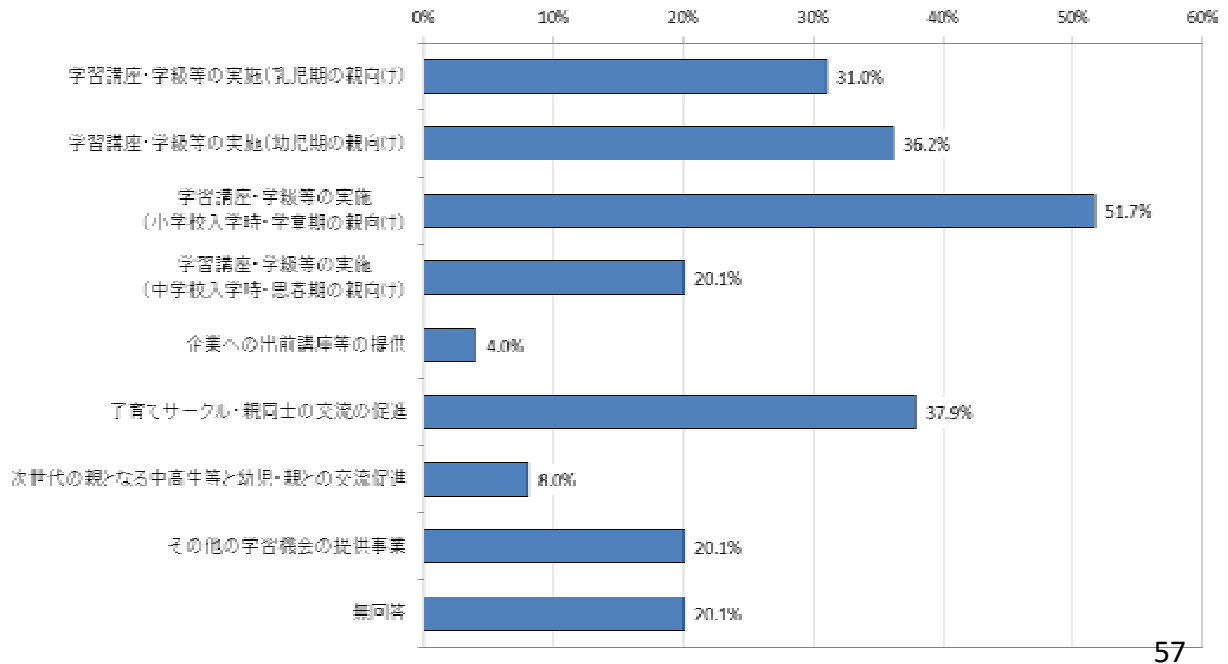
家庭教育支援チームが支援対象とする保護者は、「小学生の子どもを持つ保護者」「幼児の子どもを持つ保護者」の割合が高い。



56

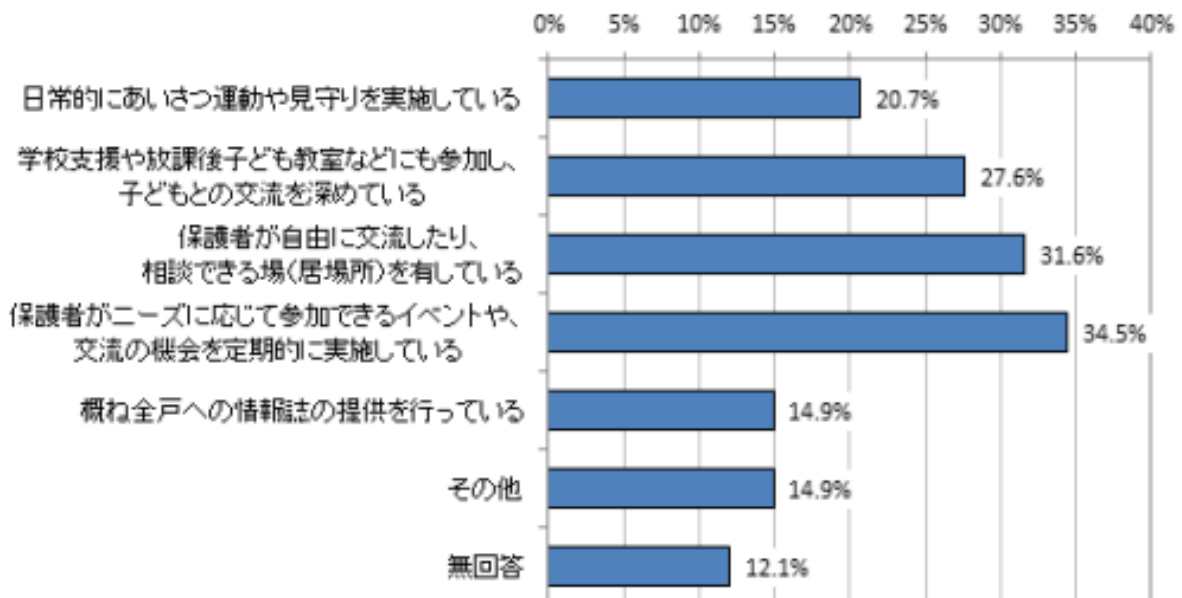
## 家庭教育支援チームの活動（学習機会の提供）

講座等の学習機会の内容についてみると、「学習講座・学級等の実施（小学校入学時・学童期の親向け）」が最も割合が高い。



## 家庭教育支援チームの活動（つながりづくり）

家庭とのつながりづくりや交流についての取組は、「保護者がニーズに応じて参加できるイベントや、交流の機会を定期的の実施している」、「保護者が自由に交流したり、相談できる場(居場所)を有している」の実施割合が高い。



# 家庭教育支援チームの取組事例①

## 家庭訪問による相談支援 ～行政(学校教育担当部局)主導型～

### ◆スマイル・サポートチーム ～サポーターが家庭と学校をつなぐ潤滑油に～

(大阪府泉大津市家庭教育支援チーム)

#### 【構 成 員】

家庭教育支援チームリーダー、家庭教育支援サポーター

#### 【活動の拠点】

泉大津市教育支援センター

#### 【支援体制】



《サポーター会議の様子》

#### 【活動内容】

教育支援センターを拠点に、学校園や福祉部局からの依頼を受け、ケース会議で支援の役割連携を確認した上で、家庭教育支援サポーターが家庭に訪問する。サポーターはカウンセリングスキルを生かして子育てに関する不安や悩み等の本音を引き出し、保護者のエンパワーメントを図ります。

#### 【効 果】

保護者を支援することで子供が落ち着きを取り戻し、問題行動等の改善につながっている。平成26年度から平成27年度に関わった家庭の不登校児童生徒の約4割に学校復帰等の改善が見られた。また、サポーターが家庭と学校(先生)をつなぐ潤滑油となり、関係が改善された事例も数多くあった。

59

# 家庭教育支援チームの取組事例②

## 地域人材による家庭教育支援チーム型支援 ～行政(社会教育担当部局)主導型～

### ◆「だんぼの部屋」～学校のなかに誰でも気軽に立ち寄れる部屋をつくりました～

(新潟県南魚沼市家庭教育支援チーム)

#### 【構 成 員】

家庭教育サポーター(民生児童委員等)、ボランティアリーダー(主婦)、PTA関係者など。  
ここでは、単なる子育ての先輩、地域のおせっかい屋さんに変身して活動。

#### 【活動の拠点】

小学校1階の一室。チーム員や読書ボランティア、地域の方などが常駐。  
専用のブザーがあり、子どもや保護者、中高生などが気軽に立ち寄れる場所となっている。

#### 【活動内容】

- 親子ものづくり教室、料理教室など楽しみながら交流を図る機会の提供
- 読み聞かせのコツなどを学ぶ図書ボランティア養成講座
- 発達障害や児童虐待対応などをテーマにした学習会の実施
- 朝夕の“一声・声がけ”訪問や「だんぼ通信」を届ける活動
- 学校や担任の先生と連携して心配な保護者の対応を検討

#### 【効 果】

- 親子で共同作業する楽しさや役立つ自分を発見できた。
- みんなが安心してつぶやける場所、みんなの力が発揮できる場所ができた。
- 短い訪問時間でも回数を重ねることで、学校に足を運ばなかった保護者が「だんぼの部屋」や学校行事に来るようになった。また、校内に設置したことで、子どもの会話から状況理解ができ、学校との信頼関係を築くことができた。
- 1小学校区での実施から市内4小学校区に「だんぼの部屋」拡大



「だんぼの部屋」の様子

60

# 家庭教育支援取組事例③

## 地域・行政・企業と連携した家庭教育支援チーム型支援 ～NPO主導型～

◆「子育て支援センター♥はぐはぐ」「青梅こども未来館♥にここ広場」  
 ～<この街で子育てできて良かった！>と思える街づくり（NPO法人青梅こども未来）

### 【構成員】

自治会関連役員、PTA役員、地域選出の福祉関連役員などの市内在住者。  
 30歳代から70歳代までの多世代にわたる年齢層のスタッフが広い視点を持ち、社会状況に応じた支援。

### 【活動の拠点】

子育て支援センターはぐはぐ、青梅こども未来館にここ広場、市民センター子育て広場が主な活動場所。  
 新町小学校、青梅総合高校、社会福祉協議会等でも連携して活動。

### 【活動内容】

- ～地域企業・商店、自治会、福祉機関、保育園・幼稚園、メディア、市行政、教育機関等と連携～
- 子育て広場の運営や親子ふれあい教室等の子供の居場所づくりの実施。
- マタニティストretch、からだづくり教室、親子文化体験等の子育て・子育てプログラムの実施。
- 中高年対象の講座や大人のためのカフェ等、多世代交流サロンを運営。
- 家庭教育講演会、子どもふれあいフェスタ等と協働。
- お～ちゃんフェスタ、八王子ファミリーフェスタに参加。

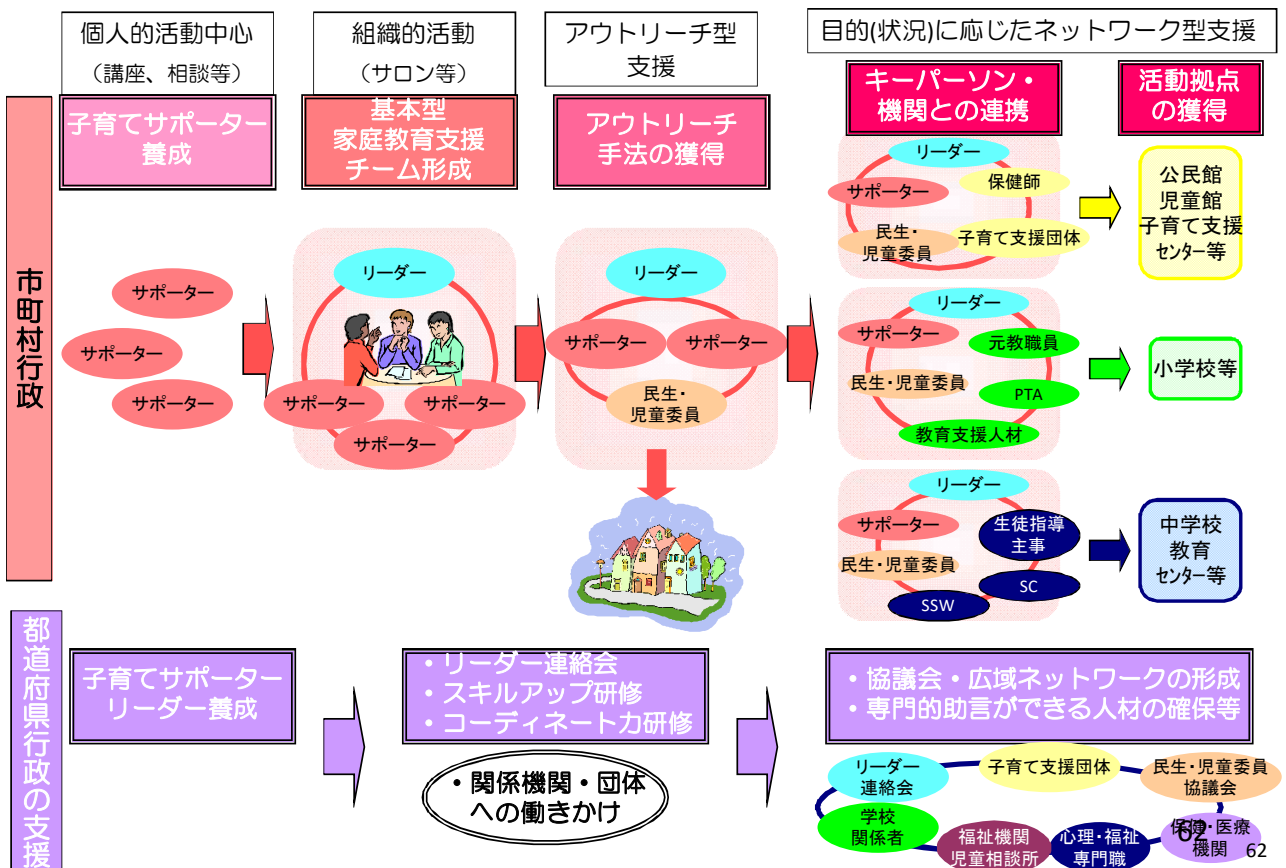
### 【効果】

- かつての児童生徒が成長し「親」になって来訪「つながる応援」を実現。
- 年間利用者延べ44,930人、「第三の居場所・地域の信頼できる人」として子供たちや子育て中の保護者の拠り所として稼働。
- 高齢者の方や地域ボランティアの方と子供たちが伝承遊びなどをとおして和やかに異世代交流。
- 家庭環境にあった社会参加を望む女性たちの「やりたいことの実現」を応援。



青梅こども未来館 にここ広場

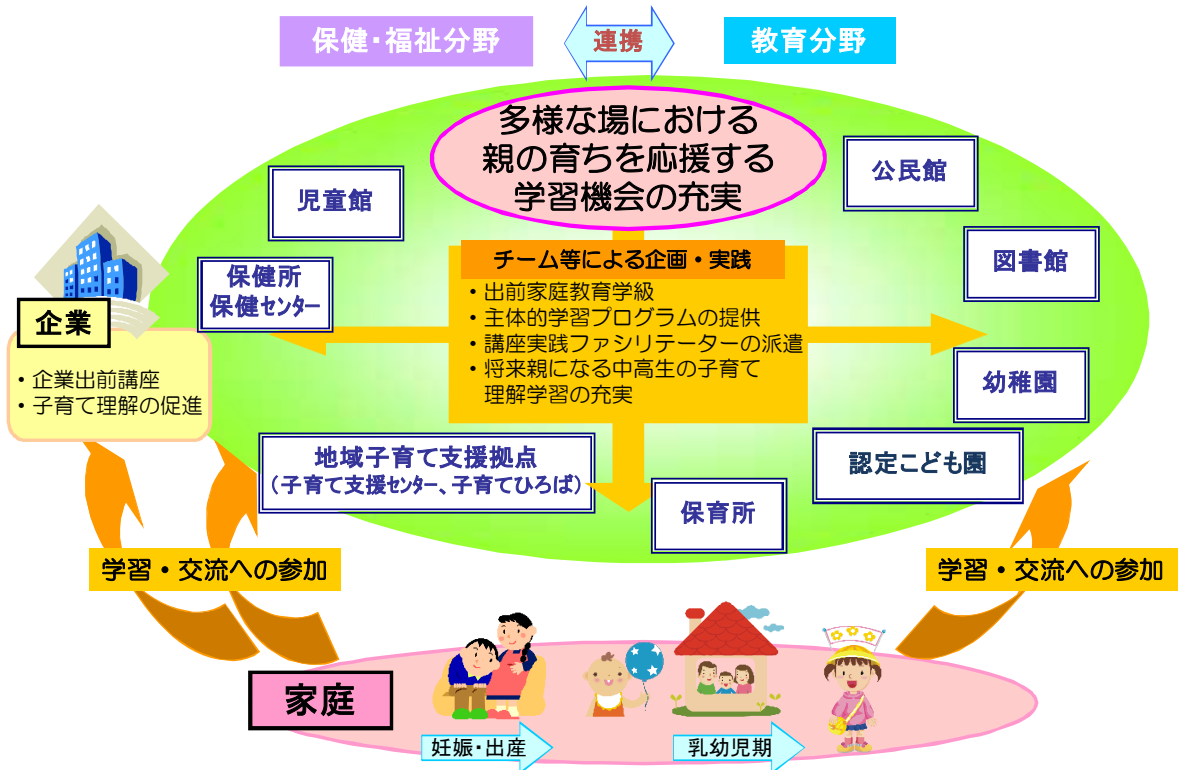
## ◆家庭教育支援チームイメージ図 ①家庭教育支援チーム形成へのプロセス



## ②乳幼児期の子育て支援の充実

(乳幼児期)

- 【主なねらい】 ○親の育ちを応援する学習機会の充実  
 親の育ちのための学習プログラムの充実、多様な場を活用した学習機会の提供、将来親になる中高生の子育て理解学習の充実  
 ○保健福祉等との関連分野と家庭教育支援の連携



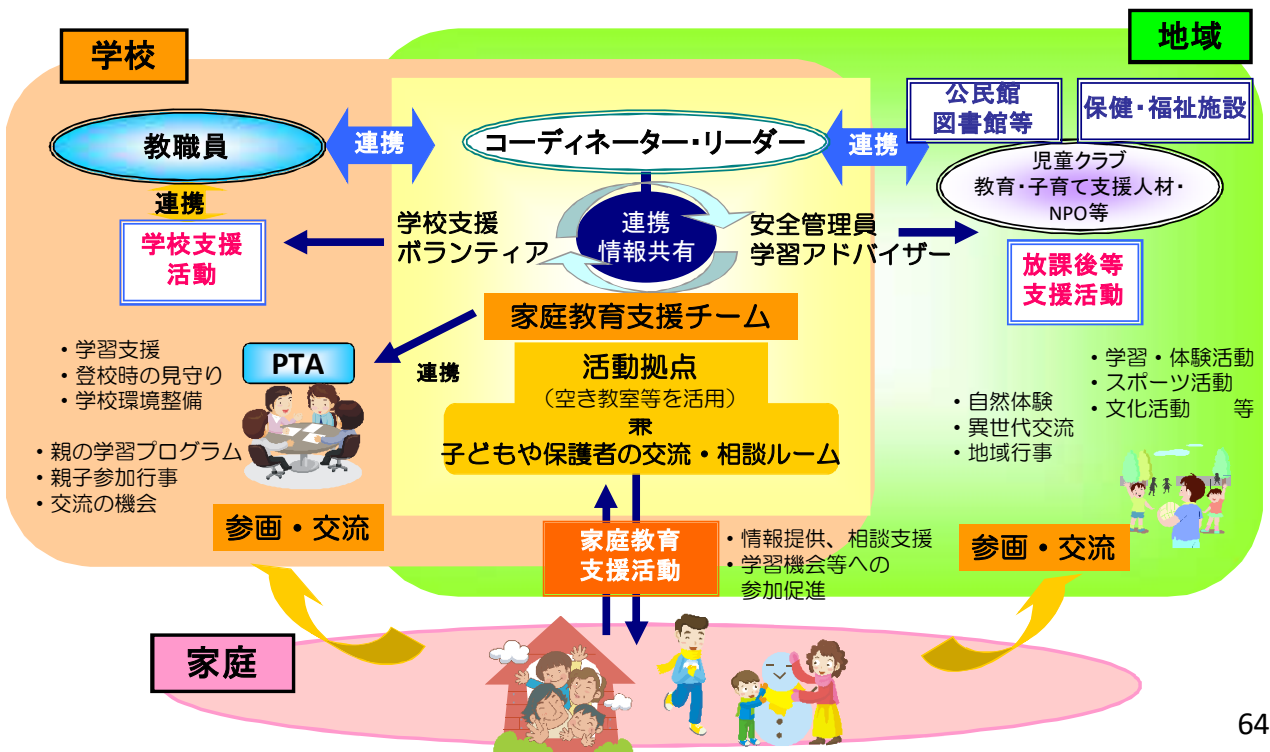
63

## ③家庭教育支援チームによる仕組みづくり

【学校・家庭・地域連携型】

(学童期)

- 【主なねらい】 ○学校・家庭・地域の連携した活動の推進  
 ○地域人材による家庭教育支援チーム型支援の普及



64



【主なねらい】 ○課題を抱える家庭に対する学校と連携した支援の仕組みづくり

- ・家庭教育支援活動と学校との連携の推進、 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携
- ・高校中退者の家庭に対する支援



## 6. 訪問型家庭教育支援の取組

# 訪問型の家庭教育支援について

## 先駆的家庭教育支援推進事業（訪問型家庭教育支援の実施）

【新規】

29年度予算額 20百万円

背景

ひとり親家庭や経済的問題により家庭生活に余裕がなくなっている家庭が増加している。また、地域のつながりの希薄化などによって、子育て家庭は、子育てについて悩みや不安を抱えて孤立しがちな状況にある。訪問型家庭教育支援は、こうした家庭に対する効果的な支援手法としてニーズが高い一方、地域人材の不足や家庭教育支援員のスキル不足及び支援ノウハウの不足といった多くの課題がある。

事業の目的

様々な課題を抱えた家庭に対する類型別の効果的な支援モデルの開発を国の主導によりパイロット的に行う。貧困、不登校等の支援が必要な家庭の類型ごとにメニューを検討して構築するとともに、保護者を学びの場や地域とのつながりの場につなぎ、保護者の教育力を高めることを重視する。

事業の概要

文部科学省

- 事業の選定・評価 ○ 実施に対する助言
- 取組の全国展開に向けた検討

委託

都道府県（5か所）

### 支援体制の構築

- 事業全体に係る総合調整、評価・助言
  - ・ 協議会を設置し都道府県レベルでの関係機関等との連携・協力の推進
  - ・ 各地域における取組に対する評価・助言
- 訪問型家庭教育支援員の養成
  - ・ 各地域における取組の中核となる人材を対象に、必要な知識・ノウハウ等を身につけさせる養成講座を実施

再委託・人材養成

市町村（2か所）

### 各地域における訪問型家庭教育支援の実施



67

## 具体的な事業の展開イメージ

### 国（文部科学省）

マニュアルの提供  
モデル実施のための委託

モデルケース  
養成の課題等  
を報告

### 都道府県（5箇所）

- ①訪問型家庭教育支援員の養成
- ②総合調整、評価・助言

養成講座実施

### 市町村（2箇所）

- ①養成講座受講  
家庭教育学級や  
子育てサロン等の  
実施に携わっている  
子育て経験者等  
を対象
- ②チームを編成

効果的な手法  
課題等を報告



④必要な支援につなぐ

③訪問支援

学校・保健福祉  
部局等から支援  
が必要な家庭  
の情報の共有  
や支援の要請

- ・ 福祉事務所
- ・ 専門相談機関 等

マニュアルへの反映・モデル事例普及による全国展開

68



# 各地域における訪問型家庭教育支援の実施イメージ

## 1. 訪問型家庭教育支援チームの編成

- 都道府県において研修を受けた訪問型家庭教育支援員を中心に家庭教育に関する一定の知識・経験を持った人材で構成。
- アドバイザーとして、学校教育、社会福祉、心理学等に関する専門的資格を有する者を配置することが望ましい。
- 訪問員は、家庭教育のほか、学校教育、社会福祉、心理学等に関する一定の知識・経験を持った人材を配置。



## 2. 関係機関とのネットワーク構築

- 市町村教育委員会、学校、福祉、医療、母子保健機関、地域住民、民間団体(カウンセリング技術や家庭教育支援の実践的な知見・ノウハウのある団体)等の関係機関とのネットワークを構築
- 支援に関する役割分担、情報共有の仕方等の相互連携について調整

## 3. 具体的な支援の流れ

### ① 家庭に関する情報収集・アセスメント

- 市町村教育委員会や各学校、保健福祉部局等からの情報提供・要請を踏まえ、支援について検討。(独自に広報や各家庭の訪問を行い被支援者を見つけるケースもあり得る。)
- 関係機関の協力を得ながら、家庭のアセスメントを行い、具体的な活動計画を作成(訪問時間、回数、方法、訪問メンバー等)。

### ② 家庭訪問

- 訪問員は、活動計画に沿って、家庭訪問。
- 訪問後、チーム等で、訪問家庭に関する組織的な検討を行い、今後の訪問時の具体的な対応について話し合う。

### ③ 再アセスメント

- 教育委員会、学校、チームでモニタリングを行い、活動計画終了後、①チームによる活動の終了ないし継続、②教育委員会等での対応、③他の教育関係機関、福祉関係機関での対応等、今後の方針を決定(複数の対応を併行して行うこともあり得る)。

### ④ ケースに応じた支援例

#### 軽微なケース

(しつけ等に不安があり相談できる相手がいない等)

定期的に訪問支援を行うとともに、**チームや教育委員会等が開催している家庭教育学級等を紹介し、保護者同士のつながりづくりや居場所への参画を促進。**

#### 重篤なケース

(不登校、児童虐待、経済的困難等)

不登校については学校やSSWと連携して必要に応じて保護者への継続的な相談支援を実施。

児童虐待の恐れがある場合は速やかに児童相談所に情報提供を行う。

経済的困難については福祉事務所や自立相談支援機関を紹介。

69

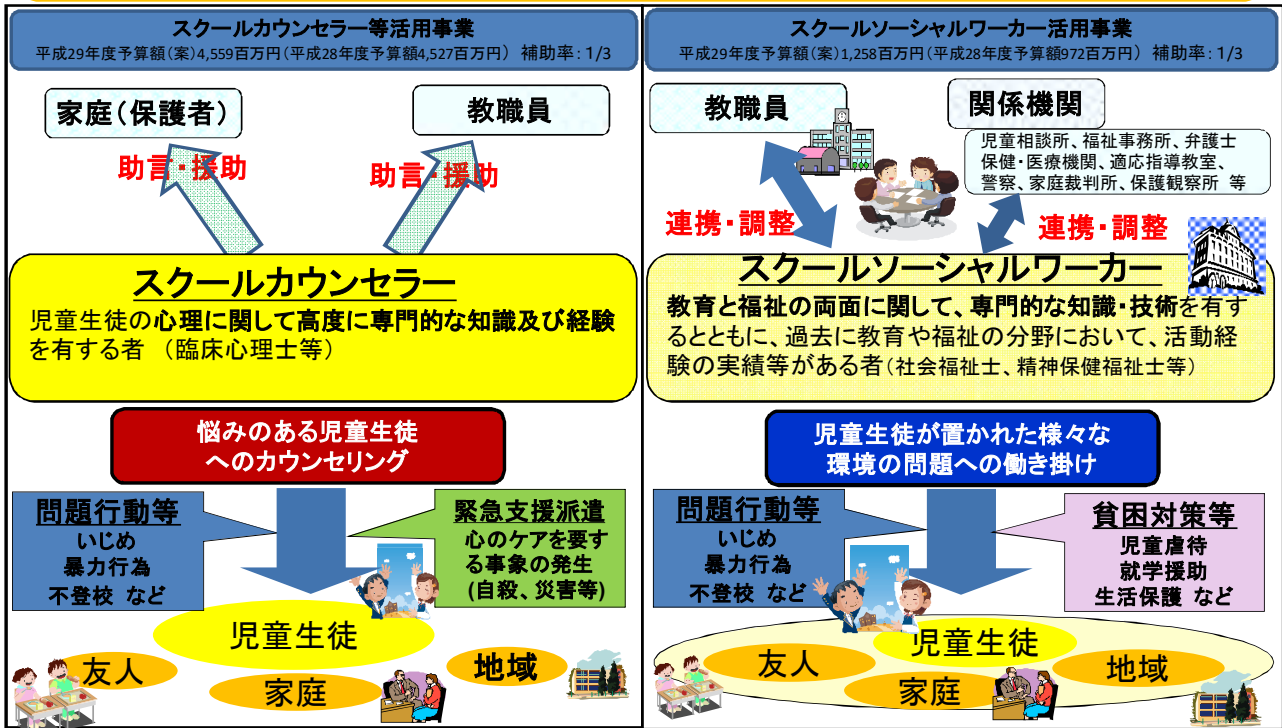
## 7. 関係機関の取組



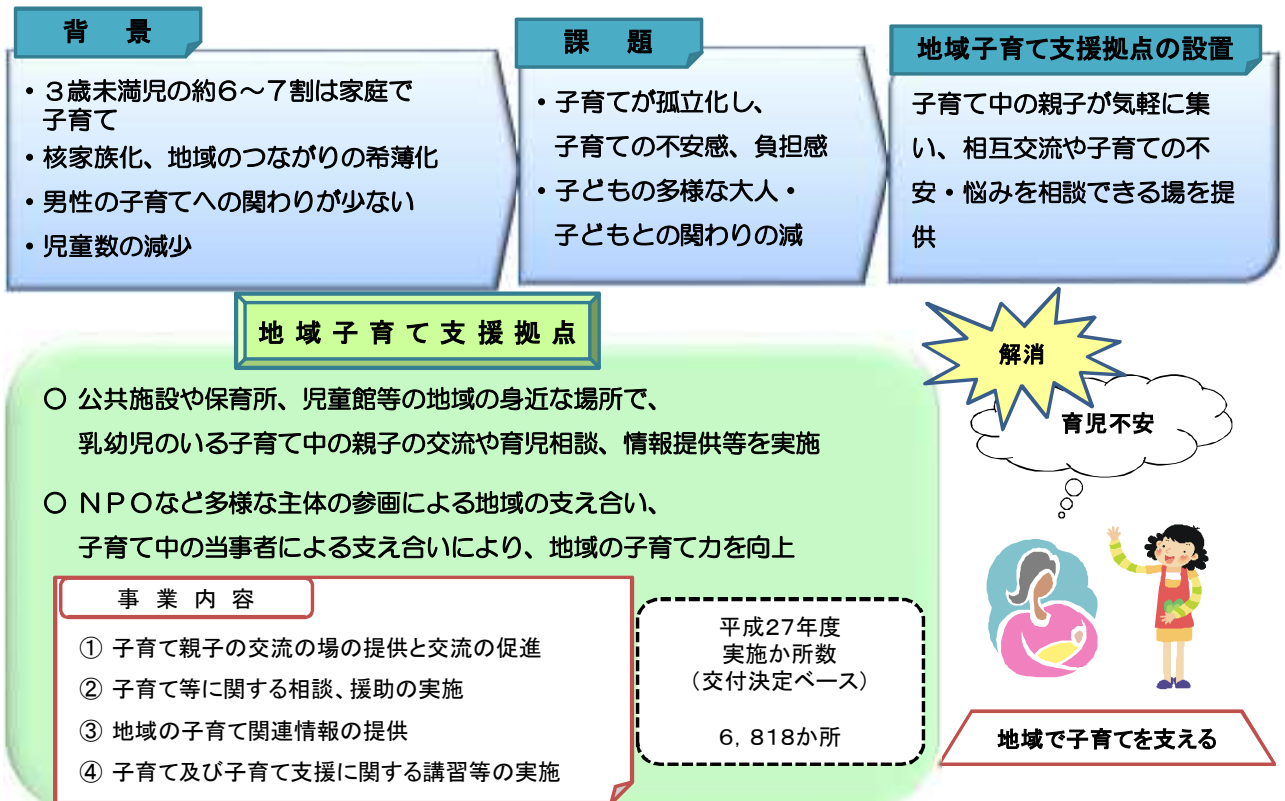
(1) 学校における取組

## 学校における教育相談体制の充実に向けて

多様な社会的な背景により課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実していくためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的なスタッフを学校に配置し、教員とともに、その専門性を発揮していくことが重要である。



(2) 母子保健・福祉部局における取組①(地域子育て支援拠点事業)



## (2) 母子保健・福祉部局における取組②(子育て世代包括支援センター)

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し子育て世代包括支援センターを法定化(平成29年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。  
 > 実施市町村数: 296市区町村(720か所)(平成28年4月1日現在) > おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。



## (2) 母子保健・福祉部局における取組③(利用者支援事業)

### 事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う

### 実施主体

- 市区町村とする。ただし、市区町村が認めた者への委託等を行うことができる。

地域子育て支援拠点事業と一体的に運営することで、市区町村における子育て家庭支援の機能強化を推進

### 3つの事業類型

#### 基本型

- 「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

#### 【利用者支援】

- 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、
  - 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
  - 子育て支援に関する情報の収集・提供
  - 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援  
→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

#### 【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域で必要な社会資源の開発等  
→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業(地域子育て支援拠点事業など)の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(基本型)」の研修を修了した者等

#### 特定型(いわゆる「保育コンシェルジュ」)

- 主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

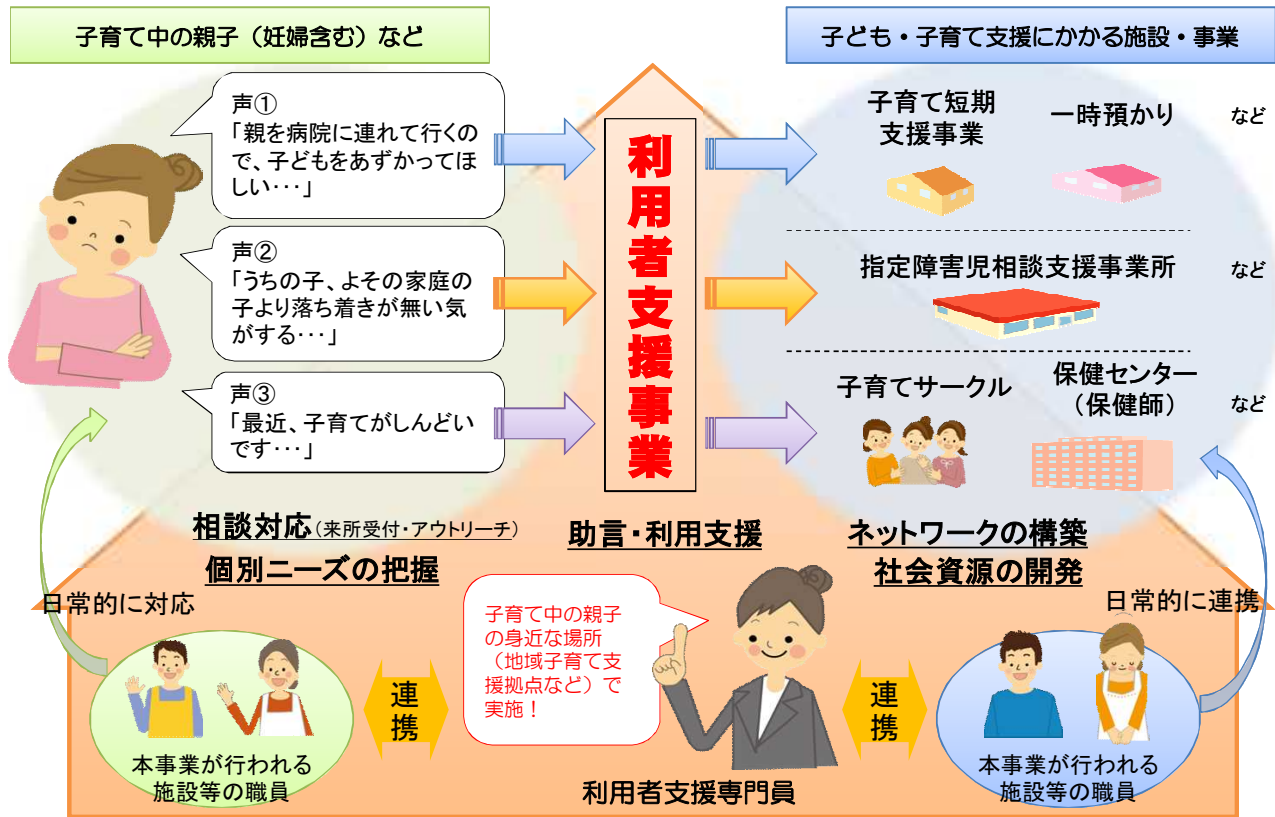
《職員配置》専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修(地域子育て支援コース)の「利用者支援事業(特定型)」の研修を修了している

#### 母子保健型

- 主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う
- 《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

## 利用者支援事業の役割について



75

## 利用者支援事業と地域子育て支援拠点事業の整理について



76



### (3) 母子保健・福祉部局におけるアウトリーチ支援の主な取組

#### ○乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う。

(主な支援内容)

- ・育児等に関する様々な不安や悩みへの相談対応、子育て支援に関する情報提供等
- ・乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境を把握し、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供

#### ○養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う。

(主な支援内容)

- ・安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談支援
- ・出産後間もない時期の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談支援
- ・虐待のおそれやリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談支援 等

#### ○ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、児童の世話などを行う。

(主な支援内容)

- ・乳幼児の保育、食事の世話、身の回りの世話、生活必需品の買い物など

#### ○生活困窮者自立支援制度における支援

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、訪問支援(アウトリーチ)も含めた相談支援や学習支援等を行う。

(主な支援内容)

- ・自立相談支援事業(必須): 訪問支援(アウトリーチ)も含めた就労その他の自立に関する相談支援
- ・学習支援事業(任意): 生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援(家庭訪問含む)や、保護者に対する訪問による進学への助言 等

## 8. 中央教育審議会答申

「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」

(平成27年12月21日) 参考資料



# 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた 学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について(中教審答申)の概要

(H27.12.21)

## 背景

- 地域の教育力の低下や家庭教育の充実の必要性が指摘されており、**地域の教育力の充実**が必要
- 学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教職員のみならず**社会総掛かりで対応**する必要
- これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤構築等の観点から、**学校と地域がパートナーとして連携・協働**するための組織的・継続的な仕組みが必要

## 主な課題

### 【コミュニティ・スクール】

- 現在2,389校(約6%)にとどまっており、**更なる推進の加速**が必要
- 元々、学校のガバナンス強化を目的に導入された制度であるが、**学校を応援する存在**とする必要
- 学校運営の責任者である**校長のリーダーシップ**をより一層発揮させる必要
- 教職員の任用に関する意見によって、人事が混乱するのではとの**懸念を払拭**する必要

### 【地域における学校との協働体制】

- 子供を育て、地域を創るため**地域の教育力を向上し、持続可能な地域社会**を創ることが必要
- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支える活動の**全国的な推進**が必要
- 従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を**総合化・ネットワーク化**することが必要
- 地域住民や学校との連絡調整等を担う**コーディネート機能の強化**が必要

### 【両者の一体的推進】

- 両者の体制が、相互に補完し高め合う存在として、**両輪となって相乗効果を発揮**していくことが必要
- 学校や地域の実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要

79

## 今後の地域における学校との協働体制の在り方について(中教審答申のポイント)

教育再生実行会議第6次提言(平成27年3月)

地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策の推進が必要

中央教育審議会答申(平成27年12月)

従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を基盤に、「**地域学校協働本部**」を全ての地域に整備し、地域全体で学び合い未来を担う子供たちの成長を支える活動(**地域学校協働活動**)を推進する。

| 体制の改善                   | 現状・課題  | 提言内容  |
|-------------------------|--|---|
| ①「 <b>地域学校協働活動</b> 」の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化、地域の教育力の低下、学校が抱える課題は複雑化・困難化に対応し、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要がある。</li> <li>・これまでの学校支援地域本部や放課後子供教室等の取組を通じ、学校と地域の関係構築につながるなど、一定の成果は評価。</li> <li>・一方、学校支援活動や放課後子供教室、土曜日の教育活動等の活動間の連携が十分でない等の課題あり。</li> <li>・地域住民が学校のパートナーとしてより主体的に参画し、地域と学校との関係を新たな関係(連携・協働)に発展させることが必要。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域と学校が<b>連携・協働</b>して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、<b>地域を創生</b>する活動を「<b>地域学校協働活動</b>」として積極的に<b>推進</b>。</li> <li>◆ 「支援」から「<b>連携・協働</b>」、個別の活動から「<b>総合化・ネットワーク化</b>」を目指す新たな体制としての「<b>地域学校協働本部</b>」を<b>全国的に整備</b></li> <li>➡ 教育委員会による<b>地域学校協働活動推進のための体制整備</b>について<b>法令上明確化</b></li> </ul> |
| ② <b>コーディネート機能の強化</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と地域のコーディネーターの下で、特定の個人に依存するなど持続可能な体制ではない等の課題あり。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「<b>地域コーディネーター</b>」(地域住民や学校との連絡調整を実施)及び「<b>統括的なコーディネーター</b>」(複数のコーディネーターとの連携調整等を実施)の<b>配置</b>や<b>機能強化</b>(持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上等)を<b>推進</b>。</li> </ul>   |

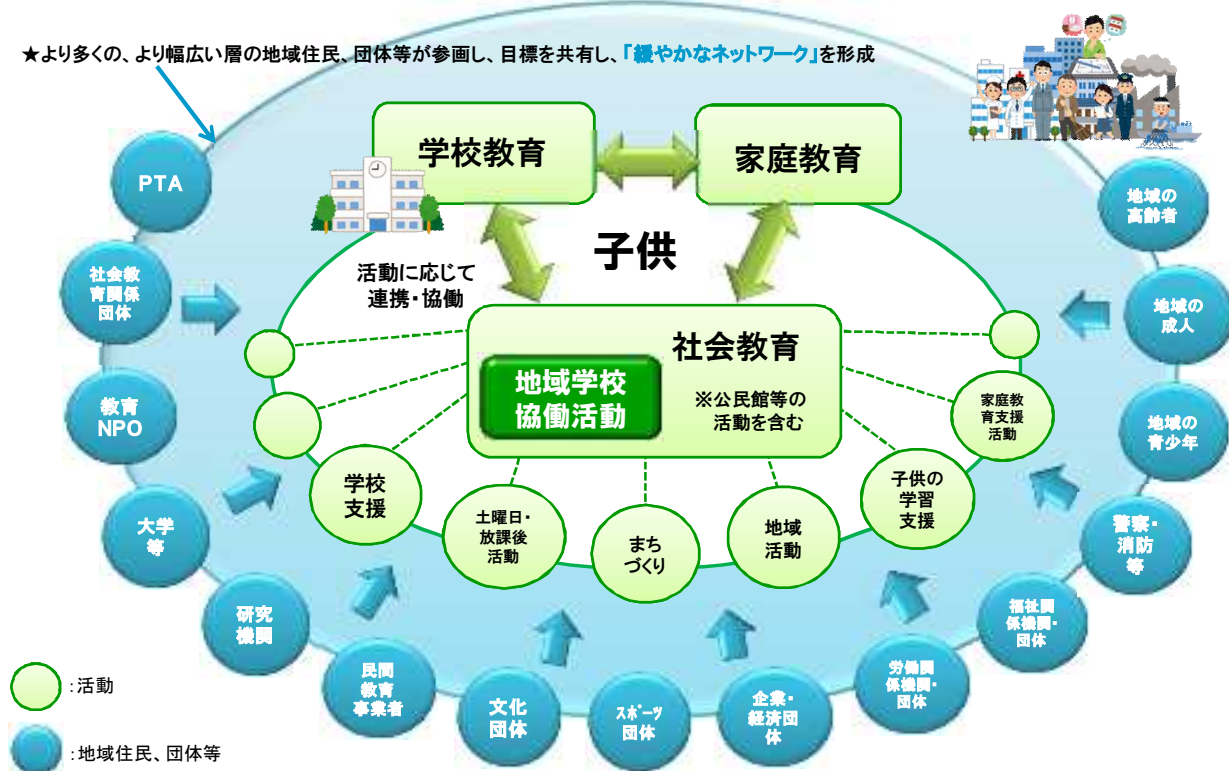
(※) この他、地域学校協働活動の推進に向けた財政支援、普及啓発、事例集作成等の方策について提言。

80

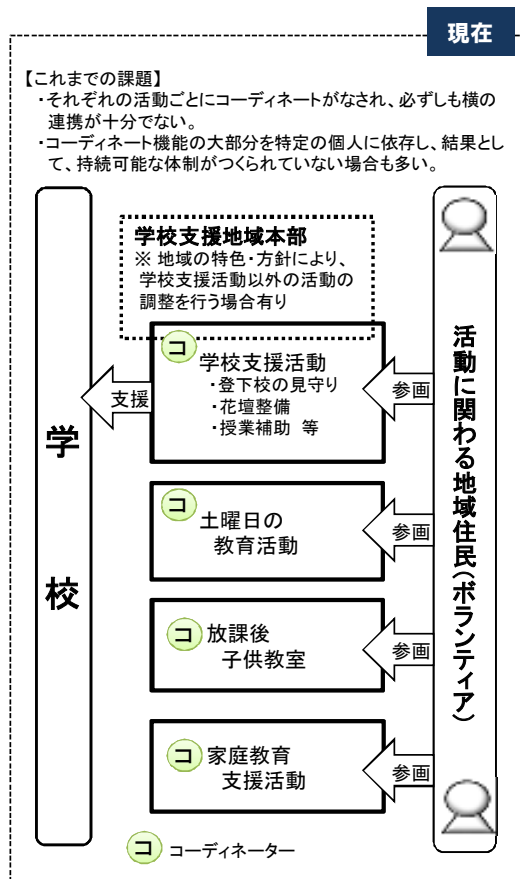
# 地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。

★より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成



## 今後の地域における学校との協働体制（地域学校協働本部）の在り方 ～目指すべきイメージ～



- ・ コーディネート機能の充実
- ・ 個別の活動の総合化・ネットワーク化
- ・ 「支援」から「連携・協働」へ

